

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(4-27)、濃縮施設(遠心機)(27))」
2. 日時: 令和3年6月17日(木) 9時30分~12時00分  
13時30分~15時00分
3. 場所: 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
核燃料施設審査部門  
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)  
古作企画調査官、大橋管理官補佐、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職  
日本原燃(株) 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他8名  
東京電力ホールディングス(株) 原子燃料サイクル部 サイクル技術グループ  
担当 他1名  
関西電力(株) 原子力事業本部 原燃計画グループマネジャー 他1名  
中部電力(株) 原子力本部 原子燃料サイクル部 フロントエンドグループ  
副長  
四国電力(株) 原子力本部 原子力部 サイクル技術グループ 担当
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料  
なし

#### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000125.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html)  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000128.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html)

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。それでは静たさいまから日本原燃濃縮施設の公認申請に係るヒアリングのほうを始めます。
0:00:11	対象に注意事項についてお伝えします。ヒアリングでは不開示情報発現しないようにしてください。発言しましてしまった場合にその場でその旨指摘するようにしてください。発言の際は、初めに所属してお述べてから発言をしてください。
0:00:29	また発言をしない際は、マイク等を見るとにするようお願いいたします。これで本日の左ですけれども、今月 11 日と 16 日、昨日法廷申請があった内容について、
0:00:46	これは当方から質問すると形式でよろしければ原燃から三つ説明。
0:00:53	いうことはありますでしょうか。
0:00:57	日本原燃、渚野です。最初に、それほど長い時間説明させてもらえませんかポイントだけ当社のほうから御説明させていただきまして、ご質問いただきような形で進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
0:01:12	はい、わかりました。それでは始めたいと思っております。まず規制庁側の出席者ですけれども、
0:01:25	あとウェブ参加の報告。
0:01:29	あたくしオオハシとフジワラコサク
0:01:34	になります。また本町会議室の方で超過
0:01:40	本町会議室カワラサキです。本町会議室からは高梨とカワラサキが参加です。以上です。
0:01:49	はい、ありがとうございます。それでは原燃において一期で集め方をお願いいたします。
0:01:58	日本原燃の渚野です。本日の当社のヒアリング出席者ですが私普通のと、八木橋サカモトシバタ、
0:02:09	ワカバヤシカロウジ、デマチaカタノ以上で対応させていただきます。それからまず当社から今回出させていただきます補正のポイントだけ簡単に御説明させていただきます。
0:02:25	日本原燃坂本でございます。それでは、主なポイントだけ御説明します。
0:02:32	その斉唱第 4 回のほうの補正申請書のピークの早急数で御説明いたします。
0:02:39	まずは基本設計方針統計として 25 ページをお開きください。
0:02:46	15 ページが業績保守の目次でございますけれども、これまでのヒアリング等も踏まえまして、共通項目としては、次回申請における送る項目は侵入及びということ、あと個別項目については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	今回申請の対象とならない設備だけを地すべり設備とこれだけは次回申請になって、
0:03:09	いう形をとったと思います。
0:03:12	次に、
0:03:13	実数ベースで
0:03:15	時よっページおやりください。
0:03:20	14 ページですが、溢水の基本設計方針でございます。別途第 3 回の申請では溢水ガイド実績合否侵入以外の上部についてはデブ一度御説明しておりますので、第 4 回で新たな基本設計方針変更後となるとは別途、溢水の上部、
0:03:40	精一杯損傷乏しいとなります。
0:03:44	設計方針の主な所規模でと。
0:03:48	規程仕様表ですので、
0:03:53	約 15 ページを見てください。
0:03:59	こちら発生層の仕様表なんですけれどもこれまでのヒアリングの結果等も踏まえて、人中部分修正しております。例えば臨界管理などについても、バーについてこれについてはペーパーにしたのかというのを追加したり、名を記載してきて、
0:04:15	続いて次のページ、116 ページ。
0:04:19	こちら計装設備の計測装置、計器の
0:04:24	使用表になります。こちら検出器の種類、今、マスクングさっきバツが原理を書いた上で電送機ではなくて検出器という記載であと警報調査範囲がボトムと記載されてませんでしたところ、
0:04:38	聞いてます。
0:04:39	あと追加するというインターロックの仕様表ですけども。
0:04:44	99 ページをお開きください。
0:04:49	19 ページが発生層の圧力温度のインターロック既往評価です。これこれを新たに追加しているというところで、
0:05:00	リスクに
0:05:02	クドウでインタロックがどんな動作をするのかというのを、これは追加すると言っていたのをあえて*3のほうを追加しております、
0:05:13	インターロックの起動信号多い構成でどうなって発信されるのかというのをもう少し誤動作より詳しく注釈入れたほうがいいかなというふうになら今してこれをちょっと追加しております。
0:05:30	続いて、
0:05:32	137 ページ見てください。
0:05:39	38 ページが配信回収槽の仕様表でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	少しいじらんとところで*のハッチのところ、
0:05:52	このスパン比歌手層は14基設置しております。
0:05:57	14ページ。
0:05:59	このうち家で送ってに使用するバッチで残りドックPについては、DBPC済みの裏を変え品を回収するための施設となっております、
0:06:14	やっております。今回江藤耐震等の管理については、技術基準適合等については14機全部規制するんですけども。
0:06:23	インターロック、これについては、このロッキングについてはVB2Cの
0:06:30	大不働トラップから実装されてきて、それを回収する回収槽ですので、位相もってさっき通り移送元と最終的にこれがセットでインターロックは成立するところがございます、インタロックだったりプリニー引張景気を申請スイーツ。
0:06:48	店にあたってはきちっとだと。
0:06:52	元がもうちょっと池がそろわないと、設置しないということで、例えばおつきについてのインターロックについては、2B2Cが新型遠心機300とSWへこれが申請されるタイミングで合わせて浸水したいと。
0:07:08	今回は8基分の
0:07:11	景気といった6、これについて申請して、この基準は使用しないというところを明確に規制させていただいたという。
0:07:20	組織母線は後別途説明資料と追加して詰めさせていただきたいと。
0:07:26	そう。
0:07:28	実機まして、
0:07:31	設備リストでございます。
0:07:35	P71ページ。
0:07:39	当設備リストリック
0:07:42	これ上の濃縮個別01で御説明したの系統名で並べるとか空いたところも踏まえて、
0:07:50	修正をしております。③各四角の付け方等についてですが、
0:07:57	溢水といいますと、
0:08:00	おっしゃって98ページをお開きください。
0:08:08	198ページの判例左下のところバリュー3泊。
0:08:18	聞いた時良好と対応と言うと、
0:08:22	○参画したくは全社時あたりこれまでと同様に整理しております少し追加しているのが、その下の括弧オーバル困ると言うのが、技術基準の要求事項に直接該当しないけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	当要求事項に関連付けて実施するものとしてカバーシートだけ閉じ込めを幾つかイトウしないけども、
0:08:47	それに関連する説明するのにかっこつけていると。
0:08:51	あと、もうその下の二重括弧行けるところもあるとしてるのは事業許可の要求事項へ適合性を確認するものとしてモニタリングポストとか、基準規則Bのみ要求が出てくるといったものは理事括弧に示していると。
0:09:07	整理をしております。
0:09:11	言って
0:09:15	Dで、
0:09:19	825 ページをお開きください。
0:09:28	精米はだったんですけどもV-16として識別設定根拠説明書、これを追加して工事スプレイ中身補足説明資料で御説明した内容と同様です。
0:09:40	続いて、893 ページ。
0:09:50	機器の公差今日これも
0:09:54	できる細目についておりませんでしたので、先方等が変更になるものについては考査表を出しております。
0:10:05	補正全体に
0:10:06	では一応等です。
0:10:15	御説明を1ですか。
0:10:18	すいません。説明以上となります。はい、承知しました。それでは規制庁、
0:10:24	から質問等お願いします。
0:10:29	規制庁のカワラサキです。
0:10:33	今御説明いただいた補正の内容について、絶対確認。
0:10:39	させていただいているところで、その中で、ちょっと
0:10:44	基本的にはこれまでのヒアリングを踏まえた内容を
0:10:49	補正として反映していただいたのかなと。
0:10:53	大まかに思っております。ただその一方で、例えば
0:10:59	本文の書き方であったりとか、例示的には確認していたけれども、具体はそこまで全部確認していないものについては、ちょっと
0:11:11	細々いろいろと確認させていただいたきたいことがあるので、
0:11:15	それを中心に今日は確認させてください。また別途、添付書類については、基本的にはその先に申し上げた通り、
0:11:27	これまでの補足資料の内容が入っているといったところの確認ができ、ある程度できたのかなと思っておりますが、ちょっと部分的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:37	記載の最後のところで確認させていただきたいところがありますヒアリングの最後のやりとりで記載までは確定していないようなところもありますので、そういったところを今日確認させていただきたいと思います。
0:11:51	第4回申請で基本的には確認させていただいて、同じことが基本的には新規の方にも展開されるというふうに認識しておりますので、そういった頭で聞いていただければと思います。
0:12:07	で、いくつかトピックがあるんですが、それで
0:12:11	あまりページを前後するのも大変なので、
0:12:16	最初のほうから確認させていただきたいと思います。
0:12:21	ちょっと、まず内容的なところに入る前にちょっと
0:12:26	形式的なところをちょっと最初に確認させて欲しいんですけど。
0:12:31	今回補正ということで、3ページ以降に
0:12:39	補正としての目次が示されていて、
0:12:43	例えばその補正項目であったりとか補正理由であったりとか、
0:12:49	補正書類であったりとかいった項目の説明がついてるんですけど、こういうパン補正の形式については、
0:12:57	実は法令とかで定めがないというところもあると思うんですけど。
0:13:01	同意。
0:13:03	何かこれまでの出てきたやつとは若干違う形のような気がしていて、
0:13:08	どういう乾固或いは何かを参考にしてとか、或いはどういった考えでこういう
0:13:15	補正の形になったのかを簡単に教えていただけないでしょうか。
0:13:20	日本原燃坂本でございます。一斉消毒の紙のところのびっくりなんですけども、THAI3回申請の的にももう少しあんたんな記載でこういった出てなかったんですけども、今回発電炉さんどうぞ。
0:13:36	何パターンが何件か、あと補正の実績を確認しまして、いずれもこういった位置に3ポツの項目に対してこのような形で統一して補正書の紙をつくっている。
0:13:52	予定でしたので、形を出かけていって、
0:13:57	3.8に合わせた
0:14:02	じゃいます。
0:14:04	当たりがないので、
0:14:07	限り、
0:14:09	ゼロ等で国会を形も設計いるので、そういったところもあわせて行ったという。
0:14:15	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	規制庁川崎です。発電炉を参考にされたというところはわかりました。今まで の高やり方ではなくてやっぱり発電炉をベースにして今回濃縮としては、こうい った形にされたといったことで理解はしましたが、
0:14:35	一方で、ちょっと
0:14:38	こういうやり方がちょっと初めてなこともあり確認しさせて欲しいんですけど。
0:14:45	ちょっと簡単に言うと記載内容かあんまり1ポツと2ポツと3ポツで分かれて いて、いつに同じような内容が書かれているなというのが率直な感想で、あと、
0:14:57	8ページのところに申請書という
0:15:04	みなし見だしというか表紙がついてるんですけど。
0:15:08	何これっていうのは、
0:15:10	本。
0:15:12	これが補正される内容なのかなのかちょっとよくわかんなくて、タイトルを見る と、加工施設の臨港に関する申請書って書いてあって見るように、
0:15:23	1ページ目に書いてある文言と違ったりして、これは何なんですか、この8 ページはっていうのもわからないので教えてください。
0:15:38	日本原燃坂本でございます。
0:15:41	すみません、8ページについては別途発電炉さんでは、
0:15:46	値はなかった。
0:15:48	けども、
0:15:49	今までの設置等も踏まえてちょっとミックスしてしまいました。これちょっと不要 なページかと思imasので、ここが、
0:15:58	この記載については、
0:16:00	さっきとすることをちょっと検討します。
0:16:03	規制庁川崎です。確かに補正は受理してしまったのでといったところではあ りつつ、ちょっとちゃえっと、
0:16:12	きちんとその検討した上での
0:16:15	形にして欲しいなと思います。
0:16:18	ちなみに変更に関する終えられた趣旨は何かあります。
0:16:54	すみません、ちょっと
0:16:59	でもいいと思って、これがちょっと作る。
0:17:03	ちょっと、
0:17:04	サトウないと。
0:17:09	削除することで、
0:17:11	労災規制庁川崎です。おそらく変更の工事っていったところの変更に関するを いれられたといったところで、それはそれで分っ気持ちはわかるんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:22	ただ補正の内容なのかと言われるとちょっとよくわからないので、そのページが、例えば、今後の補正においては無いんだとしたら、多分その補正についてというタイトルのところをちゃんと考えた文言にさせていただくといったことなのかなと思いますのでよろしくお願いします。
0:17:41	次、
0:17:44	規制庁川崎です。
0:17:46	ちょっと続けてよければ、
0:17:49	次の続きのページに入りたいと思いますけども、
0:17:58	ネット中身ちょっとは入って 10 ページ以降が実際の補正の内容といったところだと思いますので、
0:18:07	個別設備とした例と個別施設として、今回の新変更に係る部分がまず挙げられていけと。
0:18:15	いった形なんですけど、ちょっとこの目次のところで若干気になったのか、今回こういうふうな形できちんと書いていただいたといったところで見えていたんですけど。
0:18:28	起債ルールだけなんですけど。
0:18:31	ページで言うと、
0:18:35	例えば 21 ページ目とかと。
0:18:41	21 ではなくても 17 ページでもいいかもしれないです。どちらでもいいんですけど。
0:18:46	2 ポツとして、準拠規格及び基準といったところで今回立てられているかと思えます。
0:18:52	これで 1 ポツは何かというと、設計条件及び使用といったところで、1 ポツの 1 時間に
0:18:59	それぞれの設備。
0:19:00	まず系統設備であったりとか、家VI処理設備であったりとか、そういったところが並べられてるんですけど、この 2 ポツで日本通運 1
0:19:11	だけで、
0:19:12	今後が立てられてるのはどう。
0:19:16	決壊すれば、
0:19:18	何でしょうか。この 2 ポツ 1 以外にも複数の施設があるパターンがあるから、
0:19:24	ポツの 1 という項目が立っているってことですかね。
0:19:33	うん。
0:19:39	原電サカモトでございます。一方都度準拠基準っていう激化ですけど、
0:19:49	構築施設の 1 ポツが同種施設のところであれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:54	いつ濃縮施設しか入らないということでございます。
0:19:59	1 ポツ 1 でわざわざ濃縮施設と角度が必要はないという。
0:20:05	ここで一括過ぎているという。
0:20:09	規制庁川崎です。ちょっと確認して欲しかったのか、再処理側でこちら辺の話をもうすでにしてあるんじゃないのかなとちょっと思っていて、多分記載ルールのなところで構成だてどうやるっていう話を
0:20:24	されてそれを踏まえた内容になっているかがちょっと気になったんですが、こういう 1 ポツと 2 ポツの構成っていったところまでは、コンセンサスというか、原燃として、
0:20:36	起債方式どうしようっていう話をされてるんですかね。
0:20:49	ちょっとお待ちください。
0:21:06	4 件のサカモトでございます。網の記載ぶりについては共有してこの方向でいこうということで協議をしておりますけれども、細かいその準結構
0:21:18	1 とかのこの高度機器グリーンまではちょっと調整ができておりませんでした。
0:21:24	コメント、
0:21:26	2.1 の施設これ各地を回ってないという認識も踏まえて、
0:21:32	前者のほうとちょっと調整させていただきます。
0:21:36	そう規制庁カワラサキです。わかりました。やっぱのね。
0:21:40	多分ルールの話で、
0:21:43	だけだと思うので、
0:21:45	構成のところの
0:21:47	ただし希姿をちょっと教えていただければと思いますので、その上でちょっとついでと言ったらあれなんですけど、14 ページのところ、
0:21:56	ちょっと 1 例として、例えば(3)廃品系といったところで、容器使用配管、
0:22:03	機械装置計装設備リッター並びで、設備が記載されていて、これは今まで聞いてきた流れで基本的には理解できるとは思っているんですけど。
0:22:18	キーポートにある機械装置っていった枠組みは
0:22:25	2 号機廃品回収槽っていうと一見すると容器にも思えるところ、この機械装置っていう枠組みってどういったものが入ってくればいいのかを教えていただけないでしょうか。
0:22:42	日本原燃坂本です。
0:22:44	日経フチノ冷凍機械類で等の機器だったり、ポンプに該当しないとする機械装置類がいるそういったものをタワーこの機械装置のほうで、
0:23:01	それは清掃であれば、容器の一定と。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	ほかにシリンダを想定するもので容器のようなバウンダリーがあるものでござ いませんし、ポンプのような機能がございませんので、
0:23:14	整理をしているということです。
0:23:17	規制庁カワラサキですすいませんちょっと
0:23:20	理解できなかつたら申し訳ないんですけど慣習層は何というか、動的なその機 構がついてるから機械装置に分類されているという理解でよろしいですか。
0:23:31	日本原燃坂本です。江藤。
0:23:34	バウンダリーを入れ物バウンダリーがあって、当然内容物を中に
0:23:41	同期のような構造であるものであれば、容器のほうに分布しますし、中に動的 機能があって、当移送するとか、そういう機能があればポンプの方だったりファ ンとやっぱりしますけども、そのどのれにも該当しないものについては、
0:23:59	I装置としてええといたしており、機械装置として、
0:24:05	規制庁カワラサキわかりました。ちなみにそれはあれですよ、再処理とかそ こら辺とも共通的な記載方式ですよねでのためですが、
0:24:14	本件でサカモトです。同じ考えでやっておりますけど。はい。
0:24:20	新東カワラサキです。わかりました。
0:24:22	じゃあちょっと続いてのところに、
0:24:25	よろしければ、
0:24:27	てて、
0:24:28	ぜひ、すいません載せ超高速です。
0:24:32	これですか。
0:24:36	はい、聞こえます。
0:24:39	すいません。
0:24:41	ここまでの話でちょっと気になったところを突かお話ししたいんですけど、まず 全体の構成の話なんですけど、炉と違っているところがあるという話なんです が、そもそも炉の補正で大体。
0:25:01	新旧比較の形で書かれて、
0:25:05	いると思うんですけど今回みたいに新旧ではなくて、差し替える形にしてる例 っていうのはありましたか。
0:25:13	原燃坂本でございますけども、基本は新旧という絵で新規性基準で膨大な量 になる場合はこういった意識で多数で防火実施していると。
0:25:26	聞いております。
0:25:28	これも人てその時の書き方として、ここは何ページ 6 ページですかね。
0:25:35	補正を行う書類補正を行う書類を別記 2 に示すっていう形になってるんでき か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:53	ねサカモトでございます。
0:25:56	イトウ
0:26:00	以下と局所ガスまでちょっとコピーにいたしますよと。私から確認する。
0:26:05	規制庁コサクです炉のことを設定聞いているわけじゃないので、実際持ちこたえていただいているんですけど、さらに言う等を上で補正するといっていない場所まで後ろに入っている理由がその後ろのなお書きに書いてあると思うんですよ。
0:26:23	実績としてということなので意識っていうのに教師もつけましたと。
0:26:30	いうことに今回の補正はなってると思うんですけど、その辺り実用炉の動向状況等をちゃんと退避をしてこれでいいならいいしっていうことを結審をもって説明いただければいいと思います。
0:26:46	今後どうするかわかりませんが。
0:26:51	そんな理解でいいんですか。
0:26:55	基本検査工程でございます。すいません、もう一度電力さんに東京を
0:27:01	した上で、
0:27:03	整理して御説明したいと思います。
0:27:06	そう。
0:27:07	はい、規制庁コサクですよろしく申し上げます。
0:27:11	それでそのあとなので、教師もついてるし、変更しない1ポツ2ポツも入っていると。
0:27:20	いうことなんですけど、その次の
0:27:27	使用表の7ページになりかけてる内容っていうのは先ほど説明あったところで何が一番わかりやすいのかっていうのはよくわかりませんが整理が、そちらの書類の中でされていけば、
0:27:42	確認はできるんだろうというふうに思ってます。
0:27:51	準拠規格基準の話ですけど、
0:27:58	各施設のところは、単純にその施設が書いてあるだけなので2ポツ1系の不要っていうのはわかるんですけど。
0:28:06	その他の加工施設、
0:28:09	のところ、その他の加工施設が20ページから入って、
0:28:15	21ページにポツとくるんですけど、このその他の加工施設っていうのは、いくつかの設備が
0:28:24	入ってくるんですけど、これ純度規格基準は、これは日中身が非常用設備のほかになんかあるかというのがよくわかんないんですが、それぞれ分けないで大丈夫なんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:44	おそらく再処理だとオープンのあたりでいくつか割って分けるっていう話をしてなかったかなと思ったんですけど。
0:29:01	整理をして、
0:29:04	びっくりしてきて欲しいと。
0:29:10	規制を、
0:29:12	1 ポツ、
0:29:14	すみませんちょっともうちょっと音を大きくできるでしょうか。すみません。
0:29:20	はい、規制庁憶測にすぎであればそういうところも含めて整理をして対応いただければと思います。その他以外のところは確かに余計だなぁという気がするんですけど。
0:29:32	その時になりましたので、よろしく願います。それすみませんもう少ないですけど、6ヶ所からの音がちょっと小さくてですね。
0:29:43	聞こえなくなりそうなときがあるので、もしマイクの音量上げられるようだったら、お願いを
0:29:49	します。
0:29:52	カワラサキさん、この後使用表なり基本設計方針の順にきく形っていうことでよろしいですね。カワラサキです。その通りで基本方針とか、設備リスト工事の方法指標と項目ごとに確認させていただきたいと思っていました。
0:30:13	規制庁不足です。わかりました。では続きよろしく願います。
0:30:17	はい、規制庁川崎です。それでは続いて中身のほうに入っていきたいと思えます。まだ基本設計方針が、ページで言うと、24 ページ以降ですかね、記載していただいていますと、そこでちょっと
0:30:32	トマト若干そう話が
0:30:35	基準適合の説明範囲の話も若干絡んでしまうんですが、37 ページのところをご覧ください。
0:30:44	名今回
0:30:46	変更前のところに津波による損傷防止といったところで別途津波が敷地に到達することのないこと、あと到達する恐れがないことを許可において確認済みであるといったことが書かれておりますけれども、補足説明資料の話を聞いていたときに、ちょっと若干、
0:31:03	説明の仕方がこうだったのかなと思っていて、
0:31:12	そのときの話だと設備の話の具体に入っていたからなんかもしれないんですけど。
0:31:20	許可でいってるというのはもちろんその通りで、その上で、隻工認での説明事項としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:29	基本設計方針なりにおいて、ましよ状はが到達する恐れのない建物であったりとか、或いはその敷地内であったりとか、そういったところに置くという約束を改めて設工認で確認しているので、
0:31:45	今回津波による影響はないといえるとそれはもうすでにその変更前として既認可であると。
0:31:54	言ったような説明だったのかなと思っていたところ、多分同じ趣旨なのかもしれないんですけど、その
0:32:02	設備の方。
0:32:03	そうどこそこに設置するみたいなのが若干読み取れないんですけど、そこについてどう思いますか。それから別のところで、そこは表明してるんだと言ったところなのかといったところを教えてください。
0:32:24	同時火災、
0:32:58	日本原燃若林です。
0:33:00	津波につきましては、敷地に当敷地が十分な高さにあるため、
0:33:08	敷地のほうに津波が到達しないということを許可でも確認して行ってそれを設工認でも決めていくと、で示してるタイミングがまだ1回から第3回までで、
0:33:18	すでに建物申請において示しているの、変更前に記載しております。
0:33:23	それが
0:33:25	続き気に入ってよりかは共通的なことなので、設備リストにおいてもですね。
0:33:30	確か共通のところに四角としてつけておりまして注釈のほうでは第3回申請までのところって、申請済みであると。
0:33:41	そういうふうに記載しております。
0:33:43	基礎で基本的押しも変更前ですし、申請もすでに終えていると整理しております。以上です。
0:33:50	規制とカワラサキです。ちょっと確認ちょっと飛んでしまって申し訳ないんですけど、今の話が多分基準適合の表の話で、
0:33:59	ページで言うと597ページでしょうか。
0:34:10	ちょっと規制庁川崎です。ちょっと今の言った御説明の部分は多分あったリスクの
0:34:17	御説明かと思えます。
0:34:21	今言われたように、共通的な設計要件であるから共通事項としてといったところでさ、上のリストの383番のところ、
0:34:32	被ばく300。
0:34:34	83の前のページですかね。いずれにしる

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:37	津波のところに四角が共通施設共通といったところで打たれた上で、その上で、この説明としては事業変更許可申請書において津波が本質の支出到達しないことを評価済みであると。
0:34:52	そのため防護設計が不要であると。
0:34:55	してるんで、
0:34:57	ちょっとここも若干
0:35:00	言い方だけだと思います。正直言うと内容がとしてはそうなんだろうなとしか持ってないんですが、言い方として、
0:35:09	改めてその結果を踏まえて設工認で
0:35:14	施設を設置しますと、建物を例えばここに設置しますねといったところをもし御説明されているという認識だとしたら、防護設計は不要である。
0:35:26	ということなのかそれとも
0:35:28	到達しない敷地に、
0:35:30	設置する方針といったところを示していただいたのかってちょっと若干言い方が変わってくると思うんですけど、そこら辺って、再処理側と
0:35:39	もう考え持っていったところで、以前ヒアリングでもあったかと思うんですけど、この説明ってどういう形になった方がいいんでしょうか。
0:36:02	です少々お待ちください。
0:36:04	規制庁カワラサキ後ちょっと続けて申し訳ないんですけど、あとその米※*2の記載にある第3回申請に認定申請新株見てやるっていったところが、今言った変更前のさっき言った変更前の記載のことを言ってるのかどうなのかもちょっと確認したかったところです。
0:37:51	日本原燃若林です。
0:37:53	佐々木さんの質問の意図について、
0:37:55	で確認したいんですが、
0:37:57	質問など意図としましては、
0:38:00	設備として防護設計は不要で、
0:38:05	機器単位で説明していると言うてなのか、それとも、敷地に津波が到達しないということ
0:38:14	II 的なのというですか。
0:38:15	全体として、
0:38:18	次到達しないということを説明しているのか、こちらがそのときにどういうふうな申請形態をとるのか。
0:38:25	そういったことを確認なのでしょうか。それとカワラサキでちょっと個別に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:31	もし、ちょっと今言ったイメージが個別に設計を示せと言ってるように受け取られたのがあったら、ちょっとそれは違う鍛えたいことと違って、
0:38:42	多分表したいことは一緒だから多分あと表現の問題だけだと私は思っていて、その表現の問題のときに、防護設計不要であると。
0:38:52	許可で言っているので防護設計不要ですっていうと、設工認の申請としては説明対象外の事故のように、
0:39:00	受け取られると思います。その上で、今回第3回で何を申請したのかといった所行ったときに、許可の事項が
0:39:12	第3回で、その通りだねっていうところだけ確認したというのか、或いはその
0:39:17	防護設計とまでいえるかわかりませんが、
0:39:21	今の設工認対象である香港加工施設の施設達を許可で言っていた通り、津浪がによる訴状が到達しない。
0:39:32	敷地内であったりとか、建物内であったりとか、そこに
0:39:37	敷設しますよと。そこを防護設計と称して、第3回で申請したとするのか、そのどちらですかというのを、
0:39:45	聞きたかったんです。
0:39:53	ちょっと、
0:39:53	す。
0:39:55	ちょっと、
0:39:56	すいませんちょっと音声は石原さんだと思いますが、聞こえませんでした。
0:40:01	聞こえますか。聞こえます。
0:40:04	最初にMOXまではこの部分ヒアリングができてないのであれですが、全社統一して考えてましたのは今川口さんが言われたら、前者の考え方で整理をしてございました。
0:40:18	規制庁カワラサキですとか、すなわち許可で許可でもうすでに整理されているという立場に立つといったことでもいいですかね。
0:40:27	全国的視野でございますそういうことになります。規制庁川崎です。
0:40:31	わかりました。であれば津波については、その第3回の認可の基本設計方針のところでもその話が決着がついているのであって、今回はへと変更前のみ示されるといったことで、
0:40:46	理解しました。
0:40:55	そうしたところで、もし津波の話がよければちょっと次に続けて同じような観点で確認したいんですが、
0:41:04	1回基本設計方針に戻りますと、
0:41:09	38ページです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:17	ここで
0:41:21	低温とか凍結とか高温なんですけれども、
0:41:28	真ん中の中程に多分あるかと思えますんで、低温凍結については、
0:41:34	という定期点検については凍結可能性があるけれども、
0:41:39	本施設の特徴から、安全機能が喪失する恐れはないとされておりで高温についても同様に安全機能が喪失する恐れがないとされておりますと、
0:41:49	一方で例えばその降水とかヘッド他の事象見ていくと。
0:41:55	大量の雨水が、
0:41:57	侵入しないといったところで、基本的にはその施設内に
0:42:02	ありますよといった説明、要するに建物側で説明してますという整理があったと思います。
0:42:09	このところが、さらにそのさっきの表のところに行くと。
0:42:14	ちょっとさらに私としてはよくわからなくなってきて、
0:42:18	すいませんいろいろ飛んでしまって申し訳ないんですけど、
0:42:23	表で言うと、
0:42:27	へえ。
0:42:28	先ほどの 500。
0:42:31	90、
0:42:32	ページぐらいの話。
0:42:34	かとは思いますが。
0:42:36	はい。
0:42:44	少々お待ちください。
0:42:58	規制庁川崎です。例えばページで言うとどこでもいいんですけど、
0:43:04	590 ページ以降で
0:43:08	低温とか凍結とか、公募について、0 とされてるじゃないですか。
0:43:14	このところちょっとイトウ。
0:43:16	さっきとの関係がちょっとよくわからなくなってきてしまったので御説明いただけませんかでしょうか。
0:43:31	ご懸念シバタです。
0:43:33	どうぞ。
0:43:35	当期規定に関しましては、と設計方針に
0:43:39	その事象により施設の
0:43:42	約束なり、
0:43:47	規制庁から整理していません。音声はまだ途切れてしまいました。もう一度お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:43:53	はい、日本原燃シバタリスク聞こえますでしょうか。大丈夫です。
0:43:57	ピットやもう一度説明させていただきます。基本設計方針のほうでは低温凍結工法について本施設の安定性が損なわれることはない。
0:44:10	設計
0:44:12	それを期待している。
0:44:16	今度設備リストのほうであるついては。
0:44:19	資料ないというようながら適合の説明をしているということですがけれども、
0:44:24	添付書類のほうでも減って第3回申請。
0:44:27	そちらのほうで、
0:44:30	事象によって、
0:44:32	それが損なわれることはないですけれども、その低温やっぱりと別高温っていう自然現象の
0:44:40	直接的な影響を受けないように建物に収納しているというな参考程度というふうな規定どのような形で記載をさせていただいておりますので、それを踏襲した形として今回あるというような表現にさせていただいております。
0:44:57	規制庁川崎です。
0:45:00	基本的には中身はわかるんですが、
0:45:03	そうしたときに、じゃあ基本設計方針、許可における
0:45:08	設計方針を踏まえた基本設計方針をどう書くべきかといったところで、
0:45:13	今言ったような
0:45:15	一応いいながらも、建物内に設置するといったところでの
0:45:21	もう心があるような気もしつつ、
0:45:24	そここのところの記載の程度ってどうしようと思いますか。
0:45:28	これで、これはこれでいいんですか。
0:45:37	懸念シバタです。今の
0:45:41	指摘の意図としましては設備リスト条例は、
0:45:45	思ってるか適合設備をしているわけではないので0というのは表現としては引き継ぎ
0:45:52	今のではないか。
0:45:55	規制庁からとりあえず私の意図は逆で、
0:45:59	建物内で
0:46:02	一応その設計上考慮してるという事で注釈では防護設計するとまで書いてあるので。
0:46:09	多とした基本設計方針において、建物内に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:14	設置するといったところが基本設計方針として第3回において示されており、それを認可したと。
0:46:20	いったことなのかなと思ったんですけど、だからその辺の書きぶりが、
0:46:26	何というか、
0:46:28	降水とか他のミウラ奴らも含めてある程度建物内であるといったところの方針もあるんですよと。
0:46:35	いうことなのかどうなのかっていったところが、いまいち、どちらなのかがわからないっていうこと。
0:46:42	だから今言ったような整理ではないというんだったらちゃんと、
0:46:47	適合性説明の表もって言った話に次はなるんですけど。
0:46:52	それは第3回のときの話をどうしたのかっていったところにかかってくるかと思うんですけど。
0:46:59	懸念シバタリスケ質問の意図を理解しました低温凍結高温につきましてはやはり風とか、
0:47:08	積雪放水などといったものとは、
0:47:11	違いますので、そこら辺の違いがわかるように、当設備室の
0:47:16	CAMP規制庁コサクです。
0:47:19	ちょっと理解していないようなものでお伝えしますが、
0:47:25	国会のリストの書き方っていうのは第3回も同じように書かれたんですよ。だから今回のこう書きましたって先ほど説明したと思うんですけど、あれば、設計方針はなくていいんだではなくて、
0:47:38	カワラサキが言ったように建物に収納するということが設計方針であって、それを明確に基本設計方針に書かないと変更前のところが適切に書かれていないということにしかならないと思いますので、その辺りは、再処理も複数廃棄物管理において、
0:47:58	許可で整理をしていてそういう方針でまとめてますので、
0:48:03	今後の再処理MOX廃棄物管理の設工認の基本設計方針もそうなると思います。
0:48:10	なので、それは方針を変更前を直すということで対応いただいたほうが適切かと思ってますけど。
0:48:17	石原さんその理解でいいですかね。
0:48:24	土屋でございます。道路現状12月に出した申請書自体は再処理MOX変更前変更後の方でバラバラでして、IA申し訳なく思ってます。ただおっしゃる通り、例えば中に使用することによって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:39	設計の一部だと思っておりますので、そういうことがわかるような設計方針として展開していくことが必要だと思っておりますので今整理をさせていただいております。
0:48:52	規制庁加速熱よろしくお願ひします。
0:48:56	これ測線続けてください。規制庁川崎です。それではちょっと続けて基本方針のところまであるので。
0:49:03	続けたいと思ひますが、41 ページをお願ひします。
0:49:10	で、これはあくまで事実確認だけなんですけど、竜巻随件事象の設計といった方針が示されているかと思ひますんで、今回の申請については、そこら辺は特に御説明されてない認識なんですけども、竜巻随件事象っていうのは、
0:49:26	これは第 3 回側での整理である程度型がついてるから、今回、建屋内の設備たちについては特に御説明費用だと、そういうことなんでしょうか。
0:49:45	原電ワカバヤシです。
0:49:47	その通りで第 3 回までに随件事象については竜巻
0:49:52	はい。
0:49:53	火災でやばい再水密意見です。
0:49:55	そういったところで示すということ。
0:49:58	示しておりますので、
0:50:03	すでに既設渡島申請済みで、
0:50:06	はい、記載しております。規制庁カワラサキです。今私が質問したのは基本設計方針のことだけではなくてというかむしろそう基本設計方針はいいんですけど。
0:50:18	今回の申請対象機器に対しての設計としては、
0:50:22	竜巻随件事象に対する設計は、例えばその建屋側で防護されているものであって、
0:50:29	それについては、例えばその外部火災であったりとか、そういったところの第 3 回申請の評価において説明を行っているという理解なのか、それとも、別途申請対象として何らかの説明がなされているのか、或いは今後なされるのか。
0:50:45	そういったところを聞きした次第です。
0:50:50	原電ワカバヤシですけど、質問の意図を理解しまして申し訳ありません。
0:50:55	ものによってちょっと異なっております、まず火災外部火災につきましては、建物で報告しても外部火災影響評価として評価するので、そちらについては、第 3 回までの第 3 回目以前の方で終了しております。
0:51:11	溢水については、汚水タンクが損傷した場合の評価。
0:51:16	水位評価として出すと。それちらについてはまだを説明を終えてませんので、
0:51:22	第 5 回申請の方で申請いたします。それで今回の申請ではないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:28	最後の外部電源喪失については、電源が喪失して防護設計は不要という
0:51:35	卒業であることを第3回Cで申請しているということで産廃で、
0:51:39	違う
0:51:40	説明を終えて、
0:51:42	いずれにしても第4回申請としては説明しないと説明対象はないという
0:51:47	整理になります。
0:51:49	説明は以上です。規制庁川崎です。わかりました。といったところで溢水評価の絡みで多分第5回についていったところで理解したので、ちょっとその部分
0:52:01	が、 新成長明確になってるかというのがちょっとポイントなのかなと今聞いておりました。
0:52:07	ですので、
0:52:09	さっきの適合の表のところなんかかもしれませんが、或いは
0:52:14	竜巻に対する説明書の中、自然現象に対する説明書の中なんかかもしれませんが、
0:52:19	それと明確になってれば、特に不要なんです対応不要なんですけど。
0:52:24	もしその竜巻随件事象の溢水に
0:52:27	続いての
0:52:29	説明が補足的になかったのだとしたらちょっと今言ったような話をわかるようにしていただくことができるでしょうか。
0:52:42	日本原燃岡林です。
0:52:45	きっちりしました。今現在は添付説明書では何も聞けなくて、
0:52:50	設計方針のみ。
0:52:52	しておりますので、説明書等で、
0:52:56	的確に
0:52:58	様。
0:52:58	明日です。
0:53:00	規制庁川崎です。わかりました。よろしければ次の
0:53:05	続いて、ちょっと時間もあれなんで、どんどん
0:53:09	これなんですけど。
0:53:14	あと、
0:53:17	55ページで確認させてください。
0:53:25	今回溢水については変更。
0:53:27	御といったところで、
0:53:30	審査事項になってるんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:35	55 ページの
0:53:39	と遮断弁ですかね。
0:53:41	1 水源の絡みの話のところで、
0:53:45	遮断弁の話が 6.3 の上から四つ目の箇条書きですかね。
0:53:53	のところに書いてあるかと思います。
0:53:59	ちょっと私の理解がちょっと違ってたらといった意味でご質問教えて欲しいんですけど、許可においては、溢水防護対策としてまず溢水量の低減のために、
0:54:10	管理区域に隣接する
0:54:12	部屋に遮断弁
0:54:14	を設置するといったような方針がうたわれていたと思いますが、この後中高ページの記載との関係っていうのをちょっと解説いただけないでしょうか。
0:54:35	原電ワカバヤシです。
0:54:37	こちらの記載につきましても、許可の記載を踏まえまして、
0:54:44	溢水量低減っていうのも追加事故時な作業の妨げにならないように、
0:54:50	水位を低減する設計とするところ。
0:54:53	そうした管理区域のたり、
0:54:56	ちょっと、
0:54:57	場合の記載になっておりますが補機室から各設備へ供給する。
0:55:02	入口配管に遮断弁を設置すると、少し
0:55:06	大の記載としておりますが、結果の
0:55:10	記載の通り、
0:55:11	記載しております。以上です。中途カワラサキわかりました。許可の記載を具体化具体化したところということで理解はしました。
0:55:21	続いて、
0:55:26	59 ページをお願いします。
0:55:31	59 ページの 8.2 の材料及び構造のところなんですが、
0:55:37	当庫これは確認なんですが、
0:55:42	基準規則の方見ますと伸縮継ぎ手
0:55:46	日ロードなどですかね、話が別途項目として入ってるんですが、今回の方針上はそれが見えてきていないような気がしていて、そこを御説明いただけませんかでしょうか。
0:56:10	年ワカバヤシです。少々お待ちください。
0:56:41	原電ワカバヤシです。
0:56:43	まず、設計としましては、基準規則に的を記載されているような伸縮継ぎ手はありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:50	そのような伸縮継ぎ手がないことを基本設計方針に記載しなければいけないのですね現状今記載されていないので、
0:56:59	基本設計方針上明確にします。
0:57:02	高安支店長カワラサキです。わかりました。
0:57:06	ちょっとそういった意味で言うと多分今回、変更前のところを整理されたといったところで、今回の申請私がもともと気にしていたのは、今回の申請対象設備とかだけを見て、
0:57:19	整理してしまうと、本来基準とかから上からおりてきて書くべき事項が
0:57:27	明確化できてないパターンもあるのかなと思ってそういう観点で、
0:57:32	今言った事項をちょっと
0:57:34	質問させていただいたので、何らかに記載されているふうに理解しましたので、ちょっとそういった意味で明確化のところ、
0:57:42	今回申請対象じゃないやつについてもちゃんと書かれているのかっていうのは頭ちょっと忘れないでいただきたいと思います。これについては以上なので、
0:57:53	特になければ次に、
0:57:55	次というかまだ基本方針の残りの話に来たいと思います。
0:58:02	61 ページをお願いします。
0:58:11	61 ページのところ、今回、地震関係のインターロックの話っていうのが出てきたかと思います。例えば、
0:58:22	どこでもいいんですけど、有資格者処理設備の(2)を見ると、一番下の箇条書きですかね。
0:58:31	地震加速度に応じた地震計、
0:58:34	それにより、インターロックの動作といったところだと思うんですけど。
0:58:39	ちょっと確認なんですけどこの方針自体については、今回変更なしということで第3回申請分ですかね、までに認可されているという理解なんですけど、念のためもう一度確認でここは第何回申請で認可されているという整理でしょうか。
0:59:18	日本原燃の坂本でございます。
0:59:22	3点。
0:59:23	1個目の機能ということで、
0:59:26	1個目に関わる説明のところでございますので、
0:59:31	※に関しては、第1回どう第3回で
0:59:38	一連の御説明をしておりますので持ったことで、
0:59:43	地域については、この第6で閉じ込めるという含めて、
0:59:49	下の
0:59:51	そう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:52	規制庁カワラサキです。わかりました。いずれにしろ第1回第3回で出てきていてといったところで方針などでその早い方ですかねという理解でいいですか。
1:00:03	文献でサカモトです。はい、はい。はい。
1:00:07	はい、規制庁川崎です。わかりました。
1:00:09	で、どんどん
1:00:12	基本方針についてはちょっとあと1ヶ所確認したいんですが、69ページのところをご覧ください。
1:00:22	69ページのところからいくと、放射線管理施設が
1:00:30	変更後が、
1:00:32	かなり記載されておりますか。
1:00:35	ここで、
1:00:37	ちょっとすみません、全部すみません今ちょっとぱっとあれなんですけど、変更箇所ってというのはどういった内容だったか改めて御説明いただけませんか。
1:00:49	4件でサカモトです。放射線管理施設については、今回、或いは事業部間で追加するとしてエッチ伏せさ、これを新たにつけて、
1:01:02	変更。
1:01:03	すみません。
1:01:04	もう一つが載っていたリングコストのその多様化
1:01:09	ことで、
1:01:12	もともと持ってっていうことを設置するというのがあったんですけど、多様化するってと変更後、
1:01:19	まだ進めてきてないって言って
1:01:23	やっぱりで説明。
1:01:25	一応精査は大会
1:01:29	清塚規制庁カワラサキです。わかりました。なので、そういったところが今回初出しであって、
1:01:37	基本方針としてもこれまで説明してきたものでないからということで、
1:01:43	基本は説明されていると。
1:01:46	いう口頭で理解しました。
1:01:51	ただ一方で、
1:01:55	1Fセンサは一応そのえっと、技術基準との関係でいうと、
1:02:01	ちょっとすみません、補足資料で御説明いただいたような気がしつつ恐縮なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	一応基準適合という意味だったのかそれとも許可
1:02:14	せ整合という意味だったのかどちらでしょうか。
1:02:25	ちょっと一つ、
1:02:34	いよぎんのワカバヤシです。チーフセンサーにつきましては、11号として持ち やっぱ建物内の地区の状況等確認するものですので、許可整合の結果、基 準との
1:02:49	生後という整理にしております。以上です。規制庁川崎です。わかりました、で あればその許可基準整合といったところで多分モニタリングポストも同様に、
1:02:58	基本方針が今回審査事項であるが、多分その1人とかのほうに行くと。
1:03:04	技術基準としては、
1:03:07	○ではないというふうに理解したんですがその理解でいいですか。
1:03:15	原電ワカバヤシです。はい、そのような理解で
1:03:18	結構です。規制庁川崎です。わかりました、ありがとうございます。ちょっとそ の上でなんですけど、ちなみにこの変更前こうで何か一見するとどこが変更か わからないよねっていう話を何か前にもしたような気がしつつ、
1:03:31	ここら辺の書き方っていうのは、
1:03:34	この子。
1:03:36	レベルの
1:03:38	ものなんだろうかっていう確認なんですけど。
1:04:01	2社でございます。
1:04:04	じゃあで考え方としてともやりましたので、4ぽつ4ポツ1(1)ますスクラムの (1)ぐらい前のタームで変更の記載があるものについてはこういう形で一歩前 は変更前の部分。
1:04:21	変更は変更前と変更後追加分を足してという記載で整理をしようということで やっておりました。
1:04:29	規制庁川崎です。わかりました。じゃあその階層ごとに
1:04:33	変更なければ、変更なしといったことで理解したのでちょっと念のためにもう一 度確認の方。
1:04:41	濃縮のほうでお願いいたします。
1:04:44	この点については以上です。きっと規制庁コサクですけど、その点だと少なくと も3C56は変更なしになるっていうことでいいですか。
1:04:57	協議2社でございます。そうですね(3)かっこいい
1:05:04	木ですね。はい変更なしです。はい。
1:05:08	やっぱりまずはそうしていただいて、(1)(2)もう閉ポツだけなので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:05:14	Pdぽつの表題を確認しても変更そういうの中変更なしって書くことも可能かなとは思うので。
1:05:22	そのあたりも含めて、
1:05:25	検討進めていただければと思います。よろしくお願いします。
1:05:31	PDCAでございます。
1:05:34	させていただきます。
1:05:37	規制庁川崎です。私から基本設計方針については以上。
1:05:42	です。
1:05:43	規制庁側から何かあればといったところかと思いますが、
1:05:51	規制庁コサクです。
1:05:54	ちょっと、
1:05:55	設備リストは別の一応規制規制庁からこの後に帰国と思ってましたが、そうですか。わかりました。一応つの入口としてキー局等、基本設計方針の最後に例えば一番最後の
1:06:13	73 ページですかね、72 ページか、最後に表 1 主要設備リストに示せと言っているんですけど、次のページ見ると、表 1-1 濃縮施設の主要設備リストってなった。
1:06:31	ていって、
1:06:32	番号も違ってるし、表題も違ってるっていうことになっているので、そこをちゃんと書いていただきたいと思います。
1:06:41	よろしいですか。
1:06:47	ペネワカバヤシです。はい、承知いたしました。
1:06:53	規制庁会長からどうぞカワラサキカワラサキです。
1:06:59	設備リストの続きで質問したいと思います。
1:07:04	70、
1:07:06	3 ページご覧ください。
1:07:10	濃縮施設の使用設備リストといったところで記載していただいている、
1:07:17	何点かあるんですが、まずは
1:07:19	機器の種類という項目なんです、個々の機器の種類という項目が今回の申請では、
1:07:26	パーになっているといったところで、
1:07:28	個々の機器の種類の
1:07:31	に記載すべき事故ってそもそも何だったのか教えて欲しいです。
1:07:44	原電ワカバヤシです。
1:07:48	第何週おっきな多分設置Ⅱ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:52	機能に当たるか。
1:07:55	そういった機
1:07:57	車に言えばもう少し
1:07:59	そう。
1:07:59	規制庁から性すいませんもうちょっとボリュームをお願いします。
1:08:08	日本原燃若林です。申し訳ありません。
1:08:10	時の種類につきましては、濃縮としては、加工第何週の容器に当たるか溶接検査の対象に当たるかどうかを記載する。
1:08:19	2項目としております再処理MOXになるともう少し機器のクラスであったりとか各ですけども、今の仕組みについては、主に
1:08:28	県対象かどうかを書く欄になっております。以上です。規制庁川崎です。わかりました。だから今回保険対象は従来の制度でいった溶接検査の対象となるような部位がない。出てこないの、それについては、例えばその第5回でいうと、均質
1:08:44	ブレンディング関係で出てきた際には、何らかの記載されるということを何でしょうか。その場合の記載イメージも教えていただければと思います。
1:09:01	日本原燃ワカバヤシ定数えりご理解はその通りです。記載の
1:09:06	またについては第何週というふうな記載をいたします。
1:09:11	規制庁川崎です。わかりました。
1:09:16	この点、
1:09:18	いいですかね。はい。
1:09:21	続いて、
1:09:29	ネット7週。
1:09:32	6ページをご覧ください。
1:09:40	76ページのところに
1:09:46	耐震改修定数の待機簡単気相回収。
1:09:52	海進インタロック
1:09:54	定員のか。
1:10:05	そうですね、変更後の欄の
1:10:08	廃品系の計装設備の一番下ですかね。
1:10:12	所にあるかと思い、思うんですけど。
1:10:16	ちょっとこの、このインターロックって今回新設というものは何かをちょっと念のため確認させてください。
1:10:30	4件でサカモトでございます。新設Ⅱでございます。
1:10:37	規制庁川崎です。わかりました。役割としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:44	ちょっと警報設備のほう見ろという話だとは思うんですけど、ちょっと概略だけちょっと教えてください。
1:10:51	4件でサカモトでございます。当会集中を
1:10:57	廃品コールドトラップから廃品回収槽へ廃品ぐらいヒ素するんですけど、総裁にいっぱい集中の回収室、あとそのバックアップとして、準備として冷却モードで入れておく。
1:11:12	Q層があったりする。
1:11:14	安定度ときにガス移送が途中で
1:11:19	何らかの理由でそのガス移送回収している層が止まった場合、
1:11:24	自動での冷却のバックアップしている層が大衆ボード切り替わるっていう絵とバックアップが回収。
1:11:32	機器ごとに切り替わるというインターロックでございます。
1:11:36	規制庁からセールスありがとうございます。今言った話っていうと、
1:11:41	機能としては閉じ込めに関連してるという理解なのかそれとも
1:11:48	いわゆるVI回収措置として、
1:11:52	設工認、
1:11:54	でいったところで運用でといったところの話との絡みになってくるのか、どちらの理解でしたっけ。
1:12:03	4件でサカモトでございます。
1:12:06	議長。
1:12:07	閉じ込めの観点で、今は記載しております。センター施設、
1:12:14	以上ですか。規制庁カワラサキです。わかりました、ありがとうございます。ちょっと。
1:12:19	そうですね。
1:12:21	わかりました。続いてますっていただきたいと思います。
1:12:26	70 違う。
1:12:30	86 ページです。
1:12:36	86 ページのところでは主要な設備リスト放射線管理施設の使用設備リストといったところで、今回注視されていたところがIP
1:12:50	表の 1Fモニターであったりとかモニタリングポスト限られている。
1:12:55	ですか。
1:12:57	ただ一方で、
1:12:59	多分設備の抽出の話を以前していたときには、
1:13:04	上柙休みやっぱであったりとか、
1:13:07	後ろの多分切羽の適合表のリストにも書いている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:12	いろんな設備がいたと思うんですけど、ここの主要な設備リストに各事故って いうのはどういうふう
1:13:22	プロセスで選んでいるのかを教えてくださいませんか。
1:13:40	異論減税サカモトでございます。こちらやすい場等を含めて全車で整理してお ります資料 4 設計方針設備化しへの使用表対象かしか時の定義のP課、
1:13:55	いう整理の中で、
1:13:59	水曜日を対象となることは、昨日だったり数値失敗しようが求められる方のそ ういったものを政府を対象にやっていると休みサージにつきましては、
1:14:10	一つ電動ポンプを主蒸気を対象にしていないと。
1:14:15	これもございまして、その、それも踏まえて、
1:14:20	全社でも合わせた形で手法を対象とし、しておりません。社長です。
1:14:26	規制庁川崎です。わかりました。だから切れ目のところが使用表。
1:14:31	のリストと整合してるといったところで、
1:14:35	一方で技術基準の適合
1:14:38	の表であったりとか、或いは
1:14:41	設備全体のリストですかね。
1:14:45	いったところに来ると当然それらは全部列挙されているというふうに理解しまし た。
1:14:53	私から設備リストについては、
1:14:57	以上です。
1:15:08	規制庁側から何かあればお願いします。
1:15:17	はい、よろしければ次分て
1:15:22	92 ページ以降ですかね、90 ページ以降ですかね。
1:15:28	いきたいと思います。
1:15:32	90 ページ以降が、
1:15:35	工事の方法ですかね。
1:15:40	の記載になってるかと思います。
1:15:44	ここでちょっと念のため、念のためというか記載だけなんですけど。
1:15:51	補足説明資料とかの説明の中では、
1:15:57	工事にあたっては、
1:16:00	計画を策定したいとか、あとは労働災害防止の観点であったりとか、
1:16:07	区画を設定したりであったりとか、
1:16:10	立ち入り制限したりとかいったことを
1:16:14	御説明受けていたのかなと思っていたんですが、そういったものについてはど ういった形でここに含ませ単価ってものを御説明いただけませんかでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	4 件目のサカモトでございます。
1:16:38	説明資料で御説明した細かいスポーツの管理というところに関わる内容については、
1:16:45	97 ページ。
1:16:49	サポートの工事を留意事項
1:16:52	本規定を遵守するとか、共通的な安全上の
1:16:56	もし、
1:16:57	こちらの方針を記載しておりますので、AからKのいずれかに
1:17:04	来ています。
1:17:06	以上です。規制庁川崎です。
1:17:10	を添付のほうで、
1:17:12	記載ということで理解はしましたが、
1:17:18	一方でそれ添付と細か目の記載を、
1:17:23	90 ページの
1:17:25	一般論的な記載に、
1:17:28	何というか、一般化する。
1:17:30	にあたって、
1:17:32	一応そういった例えば労働災害であったりとかそういう
1:17:38	区画設定したり立ち入り制限したりっていう割と何か大きめの話が
1:17:44	見えづらいような気もしているんですが、
1:17:47	そこら辺は、
1:17:49	両面あるんですかね、要するにエッセンスとして入ってればいいということだと思 うんですけど、それは既されたらそこら辺の話になるんですよ。
1:18:17	ねサカモトでございます。
1:18:20	原因のところではその対象機器についてもパラ景況受けないように、
1:18:25	作業環境 18 リストを含めて、そういう愛称する。
1:18:30	Dは赤に影響を与えないように、作業環境作業所例えば立入禁止工事資機材 とか、そういったものが
1:18:40	影響されないように書くとかそういった作業場の必要な
1:18:46	／規定を遵守し、
1:18:53	おっがパレット
1:18:59	規制庁カワラサキです。わかりました。なのでこの 97 ページのところの工事の 留意事項で、一応その展開するもとなる情報入っているので、これを展開す ると、添付に移れると。
1:19:13	いうふうに理解をしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:15	工事の方法について私からは、一応ですね、すみません、4件でサポートを設置し、
1:19:21	詳細な工事の
1:19:24	図面につきましては、
1:19:26	説明資料をしております、
1:19:29	整理としては、現時点でつけていない。
1:19:34	規制庁カワラサキです。
1:19:38	ちょっとその辺、
1:19:40	添付が確かどこかしらにあったかと思うんですけどそこで入ってないんですけど。
1:19:45	添付なんか店舗日程資料がどっかにあったような気がするんですが、
1:19:52	4件でサカモトでございます。一つ目の3の形規模、
1:19:57	Dに関しては、
1:20:02	それが補足説明資料で説明したような外的な個別の細かい工事の作業工数とか、そういった話については、遠方の方。
1:20:10	示していないという。
1:20:13	さっき規制庁カワラサキです。多分ちょっと言ってるすみません内容が多分、サカモトさんの中のレベルの話と若干違っているのかなとちょっと今思ったんですけど、私が言いたかったのは、例えばその区画設定して立ち入り制限しますみたいな、
1:20:29	要素があるじゃないですか、そこら辺の話が、添付なり、どっかなりで、
1:20:35	要素として見えるのかどうかって言うのを禁止してたんですけど、そこら辺はどこかしらで
1:20:42	記載があったよう認識してるんですけど、申請書上ないんですけどそのワードとかがあっていうところも、
1:20:58	少々お待ちください。
1:21:27	年サカモトでございますねと質点の聖書の添付書類5だった。
1:21:34	でも安全機能を有する施設でもその機器を守るといのがあっても下げる上どう確保するとか、そういった記載までは今は実際地域できてないというところでございます。規制庁カワラサキです。加わりました。
1:21:49	ちょっと、いや、ちょっと本当かなってちょっと思うんですけど、もしないんだとしたら、そういう
1:21:57	規制庁コサクですけど、今の話はなかなか難しくですね、品質管理の関係から多少工事の方法に関連するとこ入ってなくはないんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:11	それ以外の店舗要求というのは許可整合と基準適合なので、今の話は直接は絡んでこないですよ。なので添付ではあまりせつつ名がなくてもいい形になって、一方で本文としてはちゃんと書かなきゃいけないということになってますので、
1:22:30	それは穴を埋めるような形で補足説明資料で詳細を説明されているという体系ですけど。
1:22:37	その上で何かあれば、
1:22:49	規制庁カワラサキでその上での話でいうと、
1:22:53	なんか確かその今回グリーンハウス使ったりとかっていう、ある種例えば配管切断したりとかもあるんですかね。ちょっと第4回かどうか忘れちゃったけど、
1:23:05	何かそういったところへの考慮事項みたいなところとどこが
1:23:12	紐づいていると理解すればいいんだらうっていったところで、ちょっと今の話を聞くとやっぱ本文資格とかなないのかなっていうことで理解したものの、
1:23:24	それが、
1:23:25	読み取れるのかどうかを禁止していたので、
1:23:29	その工事Bポツのところの更新にあたっては、
1:23:34	現場状況を考慮しといったところで、
1:23:38	読めるんですと1、
1:23:40	いうことであれば、
1:23:43	はい。
1:23:44	作業管理等の必要な措置ということで、それを補足で示されているというふうに理解します。
1:23:52	わかりました。以上です。
1:24:02	規制庁川崎です。今の話はとりあえず工事の方法の話を変更なので、ほかになければ、どんどん進めたいと思います。
1:24:16	はい、続いて、使用表お話を
1:24:19	したいと思います。
1:24:22	119ページをご覧ください。
1:24:37	119ページ、ここではなくてもいいんです。ここでもなくてもいいんですけど、インターロックの絡みの話で、
1:24:47	例えばこの設備を見やっぱ個々の機器を見てみると、
1:24:51	個数のところで、原料シリンダ出口圧力計例えば7個あります。
1:24:58	温度計はもう7個ありますといったところで、
1:25:01	インターロック起動の二階に要請する進行の戸数モナコってなっていて、そこに注釈が振られていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:11	いずれかの検出器が設定値に達した場合に一体ロッキード信号
1:25:17	8Cと書いてあるんですけど。
1:25:19	その場合の書き方って、このインターロック起動信号 7 個っていう表現になるんでしょうか、そこら辺のルールを教えてください。
1:25:29	Nサカモトでございますし、この記載悩んだんですけども、不全炉の場合は、例えば止める対象が原子炉だっけ、非常用、
1:25:40	申請してみたら、非常用停止関係とする目的安全施設の
1:25:48	いずれも対象は
1:25:52	原子炉一つと。
1:25:53	対象になって、
1:25:55	来て、今回の我々の施設移動させ、例えばこの発生層、
1:26:00	最初に作っては、
1:26:02	来でございます。
1:26:04	ただきあって、一基当たり圧力計と温度計を
1:26:09	ってあって、その二つのどちらかが検知したら、そういった熱を強めに
1:26:17	残りロックについては特段加熱を詰めにならないです。
1:26:24	何で取っ同じく下降とすると。
1:26:28	例えばこの原料シリンダーのところ、
1:26:30	舗数を圧力計一つ温度一つで起動信号の数が一つになって、これが 7 枚ほどいいと僕の図表応諾をつくれれば、
1:26:44	大分と同じような地域になると。
1:26:46	出しているんですが、そこをこの 1 枚でどうやって表現しようかと。
1:26:51	ではやった上で、
1:26:55	入った、こういった記載にしていました。
1:26:59	規制庁カワラサキです。地域差の、
1:27:02	実態はわかりました。その上でなんですが、例えば、
1:27:08	131 ページですかね。
1:27:12	ほかのインターロックどう書いてんのかって見ると、
1:27:18	地震計の絡みでいると、多分これって 2 ライン、
1:27:22	違うラインじゃないですか。よってですか。
1:27:25	四つラインがあるってということで、一方でこちらでは書き分けているのかなと思いつつ、
1:27:34	先ほどのところで言うと、
1:27:37	7 個 7 個という、
1:27:39	各層に対しての書き方というところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:27:43	なんか若干申請の形態として、
1:27:46	数字の意味合いが、ここで書いてあるところと同じなのかなという疑問がありました。
1:27:55	その上で、こういった、さっき今例に挙げた二つのようなところを見ていくと。
1:28:05	多分少なくとも
1:28:08	はい、新インターロック起動。
1:28:11	に要する信号の個数 7 校テストだけの
1:28:17	記載だとよくは変わらないということで、多分地震のところはそういう意味での
1:28:24	参考水平やって参考鉛直ありますので、
1:28:28	それぞれについて、
1:28:30	2 個信号が起動した場合には、
1:28:34	インターロックを発しますといったところで書かれているんだと思っていて、
1:28:40	そうすると、さっき坂本さんがおっしゃったようなところがもうちょっと工夫できるんじゃないかなと。
1:28:48	思っ
1:28:49	ていって、
1:28:51	例えば
1:28:55	その 1 基本的には各層について 1 個であると。
1:29:00	言ったところの検出器があって、それに対して例えば
1:29:05	検出器が参っこんなに二つあったとして、
1:29:10	それに対して起動信号としては 1 個でいいですよというのを、
1:29:14	まず数としては書いた上で、その上で各 1 個あるので、経営何個あるんですといったところも併記するようなやり方ってできるんですでしょうか。
1:29:26	量研の坂本でございます。
1:29:28	おっしゃる通りだとする。
1:29:32	そのポートペットちらに追加で社内で投資した結果、そこまでこちらで記載になったって、やっぱり今、
1:29:41	大類さんが言った今までちょっと示せると思っております。
1:29:46	五つ。
1:29:48	規制庁カフェちょっとそここのところの記載イメージはちょっと教えて。
1:29:53	早めに教えていただくようお願いしたいと思います。以上です。
1:30:01	Nサカモトです。敬語の説明資料でとこういったところでどう示すかという整理して御説明ついたしました。
1:30:12	規制庁川崎です。続いて、よろしければ、使用表の次のところなんですが、
1:30:20	185 ページご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:25	185 ページ、あくまでこれは 1 例ではあるんですが、
1:30:31	溢水防護上の配慮が必要な高さといったところの欄が記載されているかと思 います。その上でこのファンについてはバーであるということなんですけども。
1:30:44	ただ一方でほかの
1:30:45	表を見ていくと、溢水上の高さが書いて、
1:30:51	であるとは限らないということなんですけど、ちょっとこの考え方を教えていた だきたくて、
1:30:58	その溢水防護上の配慮が必要な高さ
1:31:03	については書いてあるものと書いてないものとでどういう小分けになっている のか教えていただきませんか。
1:31:21	日本原燃の坂本でございます。こちら許可のほうで別途溢水防護の対象とし て、あと、排風機、
1:31:29	フィルター、
1:31:32	一方、対象としておりますので、その大きさや確率の廃棄設備の中で排風機 については、被水部長室という高さとして、
1:31:44	送風機室で正社員と入れていると換地総数来て仮想キャンペーンがあったと 思っても別に一発で今日 1 台で、そういったものは別途協議していきたい。
1:31:57	じゃあます。
1:31:59	規制庁川崎です。膀胱対象かどうかという話を今されたような気がしていっ て、
1:32:08	確かに溢水も説明書で、
1:32:10	もう防護対象はこういった考えで、
1:32:15	選びますという許可の話と同じ話が説明されているんですけども、
1:32:22	その上で、
1:32:26	対象としては、例えばこの 185 ページのものについては、
1:32:32	あくまで送風機側、
1:32:35	排風器ですか、排風機側だけが
1:32:39	高さが必要であって、このファンについては特に
1:32:46	そういった溢水防護上の高さっていうのは関係ないんだと。
1:32:50	いうことでバーになっていうと理解しつつですよ。
1:32:55	全くこの項目自体が書かれていないものとの境目がわからず、
1:33:02	という質問の意図なんですけど。
1:33:06	そもそも書かなくていいものと、
1:33:09	はい。
1:33:10	書いた上でバーにしたほうがいいものっていうのは何が違うんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:14	4件でサカモトでございます。すいません、ちょっと説明が不足しておりました。185ページの/day*九州さんっているものについては、
1:33:27	溢水が滞留しない溢水防護対象なんだけども、一斉が滞留しない廃棄室に設置するということについては、場合にしていくと。
1:33:37	それで排気質以外に設置している溢水防護停止対象設備については、数値を
1:33:45	全く溢水防護対象にならない機器については、ここが結構だし、それからこの欄自体が設けられない。
1:33:53	いう整理としております。
1:33:57	規制庁カワラサキです。今の話で、
1:34:02	書き分けについては理解できました。
1:34:05	ただ一方でその上で、ちょっとわからないのか、ちょっと添付の話も絡んでくるんですけど、
1:34:12	単独火災の関係ってあるじゃないですか、短絡火災の関係でいうと盤とところ対象になってくるというふうに理解してるんですけど、
1:34:21	そうした場みたいなやつらについても一応仕様表上は、
1:34:26	高さを変えていくという方針なのか教えてください。
1:34:36	要件のサカモトでございます。と溢水の対象が第1種管理区域
1:34:44	誰がしております、第1種管理区域に徴収票対象となるような盤。
1:34:53	ざいませんで、そういったことは基本設計方針として対応していくということとなります。
1:35:02	説明は以上です。規制庁川崎です。わかりましたちょっと念のためなんですけど、今言った御説明を理解すると、今回その計装設備として出てきているインターロック関係のものたちについては当然盤があるんだろうなと思っていたんですけど、
1:35:19	そこら辺については、第1種管理区域の外であって、はっきりと水が、
1:35:26	水着足しになっても問題がないということで、シヨウ表情も特に表れてこない、そういう理解でしょうか。
1:35:38	日本原電の坂本でございます。
1:35:41	施設においては、別途計装系の盤類については別途、これまで申請対象として代ですけど、中評対象としてないんですけども、機能としては、インターロックとして機能を有するので。
1:35:58	育つの絵の設工認検索もその番号等で使った上で、インターロックが動作するかどうかという確認はしている。
1:36:11	なおとしては、対象の範囲になりますけども、周辺の対象として、その番号を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:19	ちょっとまだ進んできていないと。
1:36:22	じゃ、
1:36:25	規制庁川崎です。確か警報設備でもネット版については、これまで一切決購入申請上は示されてきていないんですよという話はあったかと思えます。
1:36:36	ただそのときの議論だと一応
1:36:40	盤も含めて当然申請対象反論だろうというふうな議論があったように記憶して いて、
1:36:47	そこまでの一応申請対象範囲
1:36:50	だと思ってたんですけど、そこまではいいですか。
1:36:54	それとも違いありそうです。地域性対象範囲を理解してそういうこと含めて機能として計測できると。
1:37:01	規制庁川崎です。その上で使用表上の記載をどうするのかといったところ です。笑われてきていないというのが現状で、
1:37:10	それが何でよいかというと、
1:37:14	ワカバヤシ使用表で記載するべき項目というのは全体の中で整理している。
1:37:20	ところで、
1:37:22	計装盤みたいなその信号の先の先というか、
1:37:27	検出タンとかではなくて、そこから先の話まですべての
1:37:32	設置高さとかは仕様書に書く整理にはなっていないんだとわから使用表情炉が 現れてきていないけれども、当然来種管理区域にそういった版がある場合に は、それらは当然溢水の評価上の高さ、
1:37:48	より上に設置されてると、そういう理解ですか。
1:37:55	サカモトでございます。その理解でございます。確認をするということです。
1:38:02	規制庁川崎です。その部分がかかなりちょっとあやしいと追っていったというの は、
1:38:10	ちょっと後で添付の所出ようと思ってたんですけど先にちょっといってしまうと。
1:38:17	添付の溢水の説明書のところをちょっとご覧、ちょっとページがぱっと出てこな いんですが、ご覧いただけませんかでしょうか。
1:38:27	598 ページぐらいですね。
1:38:33	違うな。これは適合証明し、
1:38:36	なので、
1:38:40	740 ぐらいですね。
1:38:49	そうですね、742 ページなんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:00	はい。ここのところへと一緒に説明書なんですけども、ここのところを見ると、防護対象施設の選定として、今回は先ほど申し上げたように、PAR先ほど言っていたような排風機であったりとか、フィルタにとり合ったりとか、
1:39:17	そういったものたち排気設備は対象となっているというのが最初のパラグラフで書かれていて、最初のパラグラフには短絡湖西の可能性ある機器としては電気計装盤等っていうのも書かれていますと、
1:39:32	いったところなんです。その上で、2パラグラフ目を見ると、今回の申請では排風機、フィルタユニットが対象となると書いてあって、電気系はどうかというと、なぜかなお書きとして書かれているんですよ。
1:39:48	この説明がちよっと私はよくわからなくて、防護対象として短絡火災の影響も考慮して施設を選定するという方針なのであれば、ここの電気計装盤の他の火災も当然
1:40:02	溢水に対しての許容高さ、
1:40:07	を設定するべきものだと思っているので、少なくともその
1:40:11	一段落ちた形にはならないと思っているし、当然それが必要なところでは使用表なり何なりで、担保する事項として現れてくるんだったらそこで確認しないといけないし、もしそこで現れてこないという整理だったとしても、
1:40:29	当然その
1:40:30	具体の設計をするにあたってはそこは担保してるっていうことを言っていたかないといけないと思ってるんです。
1:40:37	ただいまの説明書だと、そういうふうに取り取れなくて、
1:40:43	それと電気計装盤等と言ってるだけで、ここがどこまでの範囲が含まれているのかもわからないと正直思っているんですが、ここのところについて何か御説明いただけるでしょうか。
1:41:10	日本原燃若林です。
1:41:13	べき計装盤1につきましてはカワラサキさんがおっしゃった通り、汽水の設計としましては、別途考慮しないといけない事項です。
1:41:22	ただ、先ほど坂本が申した通り、計装盤については収容対象ではなく、設備としても新設、その地域性する。
1:41:31	引き続き規制対象設備として、
1:41:35	別にするようなものますので、
1:41:39	今時点としては使用表で時、
1:41:43	規制庁、
1:41:44	高さなどを示すことは考えていないと近いものとしましては火災で言うところの難燃性ケーブル、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:50	続いてオオハシようで。
1:41:52	材質と示すものではない。
1:41:54	こういったものについては、チップ説明書なり基本設計方針のほうで設計方針。
1:42:00	を示すと。
1:42:02	検査にあたっては、その基本設計方針通りに
1:42:07	施行されているか、また評価は満たしているかっていうのを検査していただくと。
1:42:11	考えております。それで電気計装盤について範囲はといいますと、基本的には第1種管理区域内にある、いわゆる電気計装の盤類を、
1:42:22	となります。
1:42:25	説明は以上です。規制庁川崎です。対象範囲が今の御説明で理解できました。
1:42:32	ただ一方で多分この
1:42:34	ところでえと今回の申請でどこまで示そうとしているのかというのも、ちょっと私は、
1:42:41	ちょっとまだ曖昧なのかなと思っていて、この(3)の防護対象施設の選定と いったところでは、
1:42:49	まずは方針が述べられていることっていうのはもうヒアリングで聞いてきた通り 書かないといけないと。
1:42:56	した上で、今回の申請ではといったぐらについては、
1:43:02	やっぱりここでも防護対象施設の選定としては終わっていて、
1:43:11	例えばなお書きも含めて、今回対象分については、ここで確定させるということ なのであれば、
1:43:19	確定させするというふうな理解で申請されたのかどうか、そこをお聞かせください。
1:43:36	4件ワカバヤシです。
1:43:38	方針は、この通り示しております、今回の申請分の防護対象施設については別途 させております。
1:43:47	4回申請対応か申請以降で御対象施設として何を出すか出させた上で、ここ は4回申請で多数、
1:43:55	済みの
1:43:56	地域、どの機器が防護対象施設であるかということまでも申請はしておりま す。
1:44:03	規制庁川崎ですちょっとやや短ですけど、今の悲しいを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:08	繰り返すと、今回の申請た防護対象施設の選定の方針が示されていたのであると。
1:44:16	で、その上で、先ほど言ったような
1:44:22	電気計装盤第1種管理区域に設置する電気計装版も含めて、
1:44:28	えっと防護対象施設として選定する方針ですといったところまでをフィックスさせればよくて、今回の申請ではといったところは、なお書きむしろなお書きっていう、そういうことですか。
1:44:49	原電ワカバヤシです。
1:44:51	少し
1:44:53	今回の申請ではと書いていったとしましては、
1:44:57	ちょっと防護対象施設に選ばれた。
1:45:00	既設については
1:45:02	対象施設に選ばれきを示す設備については使用表の液位C5+期待しないといけない。
1:45:10	その件については、
1:45:13	評価自体は最終的に第5回新設置ミスですけども、各設備の使用としての溢水
1:45:20	許容高さ、
1:45:21	については、使用表のほうで示さないといけないので、
1:45:26	申請ではという、その文書につきましても、なお書きというよりかは必要と思って記載しております。
1:45:34	規制庁川崎です。だから仕様書をつくるにあたってはそこはさっき言ったような書き振りが生じてくるので。今回設置高さについては締め先行して示されるわけだから、それにあたってはこの情報が必要であるというふうに理解しました。
1:45:48	ただ、ただそうするとやっぱり今回の申請であとなお書きは多分同列だと思いますので、そこはきちんと分かるように帰っていただきたいさっき言ったように、第1種管理区域のっていった文言も変えていただきたいと思います。その上で、多分、
1:46:05	いっすについては評価の詳細を第5回飛ばしますといったところがと合わせて4読めば申請対象が明確であるといったような
1:46:15	文章になっていることを
1:46:18	確かめていただきたいと思います。以上です。
1:46:24	規制庁コサクです。
1:46:27	大体今の川瀬さんのまとめていいんですけど、念のため確認ですけど、今の第一段落でそもそも安全機能と直接関連しないものでも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:44	電気計装盤等は対象にするんだということが述べられていて、
1:46:49	今言った第1種管理区域云々っていうのがこの断面ですねにそれに限定する のか。
1:46:59	そうではなくて広く対象にするんだけど、今回の範囲としては第1種管理区域 のものだけなのかっていうのはどっちの話になるんでしょうか。規制庁為替と ほぼちなみになんですけど、今の話をする際には遠心機側での説明をどうす るかもあわせて、
1:47:19	考えた上での今のコサクの質問に対して回答いただくようお願いします。
1:47:27	市です。
1:47:28	そうだと、
1:47:30	つけて、
1:47:33	あとちょっとボリュームも先さきです。
1:47:36	コサクさん。
1:47:37	の質問の1。
1:47:40	への回答としましては、
1:47:43	基本的に第1種管理は許可からの記載を踏まえると、第1種管理区域内の
1:47:49	浅い防ぐということで、初めから第1種管理区域、今回の通信制だから第1種 管理区域ということではなくて、
1:47:56	許可の設計方針を踏まえて、第1種管理区域って初めから限定すると。
1:48:01	なります。そのあたりについてはもう少し記載がわかるように記載できるか検 討いたします。
1:48:08	それで、そのようなことを踏まえると、遠心分離機のほうにつきましては、まだ 第二種管理区域に設置するものになりますので、許可を踏まえるともとから申 請対象外となっております、添付説明書のほうも、
1:48:24	つけておりません。新しい、それで、そうすると、
1:48:29	なんで一斉のいつ名称は要らないんだと、次の説明は何で要らないんだとい うことがわからない。
1:48:36	わからなくなりますので、
1:48:38	あと遠心機側の申請では基本設計方針でそのような方針を述べた上で設備リ ストのほうですね。
1:48:45	少し起債工夫しております、1000については、
1:48:51	見つつNSでよければ公開すECTのほうの資料の
1:48:59	ください。
1:49:16	338 ページです。
1:49:31	今 1339 ページでした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:49:37	では、
1:49:39	また 12 条、溢水のところで、
1:49:42	機器等についてはすべてバーとした上で、施設共通のところで、
1:49:47	資格を振って※12 と注釈を打っておりますで※12 の内容が
1:49:54	評価については、共通的な設計要件なので第 5 回で申請すると、なお書きのところで、本申請の対象設備、これらを設置する室は、事業変更許可申請書にて溢水影響評価の対象外としていると。
1:50:09	まず、
1:50:10	こういった注記を添付設備リストのほうにもいえることで、
1:50:16	非管理区域ある遠心機等については、障害である説明不要であるということがわかるような記載としております。
1:50:24	あと、ありました説明は以上です。
1:50:27	取っ規制庁コサクです、系統、まずちょっと後ろで申し訳ないんですけど、遠心分離機の申請の中で、第 5 回で申請するって書くのはよくないですね。
1:50:39	遠心分離機は単品での申請なので、そこで委員切らないといけないと。
1:50:45	ということです。そうすると、
1:50:52	今、許可で部屋が
1:50:55	明確にされてますということで切り分けたように書いてますけど、それはよくなくて、基本設計方針のところ切り分けをしてかなきゃいけないと。
1:51:07	ということだと思ってるんですけど、そうとらえて言うと、先ほどの防護対象施設については、時間も含めて、
1:51:19	現明確にしますというようなことで言われて改めて、
1:51:25	第 4 回のほうの基本設計方針を見ると今話になって添付書類の内容がそのものが設計方針に書かれている。
1:51:33	ということなので、その範囲において明確にしてまず説明としては明確にしていくと、この中に
1:51:46	置いて遠心分離機の方が関係するような記載なのであれば、さらにそのあとの区画なり何なりといったところで明確に切り分けるということが必要なのかなと思うんですけど。
1:52:03	そのあたりどうまずはお考えですか。
1:52:14	上下のワカバヤシです。
1:52:16	しゃる通り、基本設計方針のほうで、
1:52:20	切り分けを行うともし今読み切れない記載になっているのであれば、
1:52:25	もう少し記載を追加して、
1:52:27	延伸部。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:29	許可の範囲内ですけれども、前新聞次元一旦非管理区域のものが対象アイデアことよう防護対象施設の選定や、
1:52:39	記載することを検討したいと思いますが、少し今の記載も踏まえて修正が必要かどうか検討いたします。
1:52:46	はい、規制庁憶測別よろしく申し上げます。その上でですね、基本設計方針のところ見ると、今のなお話題になったなお書きなんですけど。
1:52:58	第一段落で対象にすることが書かれているのでそれはいいんです血糖このなお書きは何でここになお書きが書いてあるのかよくわからなくてですね。
1:53:11	これはあ施設の選定ではなくて、没水許容高さを設定するっていう対策の方針が書かれちゃっているんですけど、なんでここに書かれてるんですかね。
1:53:31	4件目はワカバヤシです。ここでなお書きで記載している意図としましては、上野を防護対象施設の方針の中に3種類記載しているのに、今回の申請ではというところで切るしか書いてないと。
1:53:43	電気計装やさ、
1:53:45	いやそうじゃなくて、基本設計方針の6ポツ2ポツ3っていうのは、防護対象施設の選定なのであって、選定された施設をどう守るかではないんですよ。それはその後ろの6ポツ2ポツ、
1:54:03	6ポツ3だっけに書けばいいことだと思ってるんですけど、まずその構成の考えはそれで認識は合ってますか。
1:54:12	式終わっております4件ですね、一応終わっております。
1:54:17	規制庁憶測ですけどそうすると、今なお書き劣化のポツ2ポツ3の選定のところでなお書きで書いてあるこの一途水許容高さを設定するっていうのは、
1:54:29	何の話に相当しますか。
1:54:35	いやワカバヤシです。そちらについては対策の話になりますので、ちょっと記載値、
1:54:41	地区ないと。
1:54:43	内と思います。
1:54:45	はい、ではうのそれは適切にさせていただいて、その上で、また戻って添付の記載なんですけど。
1:54:55	添付すいませんでしたっけ。
1:55:01	エネワカバヤシ 740
1:55:03	地に
1:55:04	つつ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:11	なので、今言った話も添付でも場所は変わってくると思うんですけど、なのでちょっとなお書きっていうわけではなくての話なんですけど第一段落は全体ですと、そのうち今回はどこですよというときに、
1:55:32	この記載だと、あたかも、今回の申請の中に電気計装盤がないんだというふう
1:55:39	見えちゃうんでそれはやっぱりちょっと違うかなと思っていて、
1:55:47	使用表だけのものを書けばいいんだっていう意識はちょっと外しつつ仕様表で書くか書かないっていうのを何かうまく
1:55:57	見えるように書いて欲しいなと思ったんですけど、何かいいアイデアはないですか。
1:56:11	小林です。
1:56:12	おっしゃる通りだと思いますので、少し前者のほうに相談しながら、
1:56:18	記載のほうでしたいと思います。ちょっと今の時点で具体的なアイデアはないんですけども。
1:56:24	規制庁コサクです。わかりました。少し検討していただいて、少なくとも第一段落の中で書いてあるものが今回間契約するとかどっかっていうのはまず明確にしてその中で使用表としてはどんなにあるかっていうのを
1:56:42	可能な範囲で明確にするっていうこれなと思いますので、検討よろしくお願ひします。
1:56:52	ややワカバヤシで承知いたしました。
1:56:55	規制庁カワラサキです。ちょっと今の点でのため確認なんですけど、
1:57:00	そうすると遠心機のほうの注釈については、
1:57:07	第3回、第5回という記載がなくなった上で、
1:57:13	8ページで言うと339ページですが、返信機の方については、第5回の申請っていったくたがなくなった上で、
1:57:26	ここも事業変更許可に提出評価の対象外という意味ではなくて、むしろその第3回のことについて言及されるというイメージですかね。
1:57:44	原電ワカバヤシです。遺体国会への記載はした上で、
1:57:50	設計方針。
1:57:52	対策がとれるか基本設計を真の、
1:57:55	を踏まえて、申請対象外であることを示すかと考えております。
1:58:01	ちなみに相談なんですけども、第5回への飛ばしているのは被水のほかにも内部火災影響評価であった。
1:58:10	被ばく不法侵入防止等ありますが、
1:58:16	釜山のコメントとしては記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:19	記載ぶりが悪いということで、
1:58:22	規制庁の古作です。
1:58:24	えっとですね、そもそも、
1:58:29	まず一番簡単な不法侵入でいうと、第5回遠心機増設の申請範囲外なんですよそもそもが、だから書く必要ないんですよ。
1:58:43	新基準適合のほうは、申請体全体としては申請対象で、それをいつ推薦するんですかっていうことだから書く必要があるんですけど、遠心機で書く必要がないという項目です。
1:58:55	あと何でしたっけ、すみません。
1:59:02	日本原電ワカバヤシです。あとは被ばく
1:59:07	あと、あと内部火災、
1:59:09	次、
1:59:11	規制庁コサクです。頻繁くんについては、
1:59:17	なんですかね何で飛ばしてるんですか。
1:59:20	ていうと、線源としては関係するってことですか。
1:59:28	日本原電ワカバヤシです。はい、線源として抽出しておりまして、昨年12月に出したときは両方に同じ評価をつけていたんですが、同じ評価であれば、片方、
1:59:40	Ⅱ記載でも、
1:59:42	だろうということで、大体、
1:59:45	新基準が
1:59:46	青い飛ばしているという現状です。
1:59:54	逆にちょっとさかのぼって言うと第4回の申請でなんで線源がこうだけど、評価を誤解に飛ばしても費基準適用できると思えるんだっていうのは何ですか。
2:00:36	日本原燃若林です。
2:00:38	なぜ、もともと第4回で示すと考えていたかといいますと、まず一つは事業変更許可申請書のほうで制限の情報であったりとか条件等を記載した上で、鳥栖最終的な評価の値までも記載していると。
2:00:53	1点。
2:00:54	また既設の設備がほとんどということでお聞きの線源の情報。
2:01:00	機器の使用なども変わらないということをそれが第1点。
2:01:05	はい。
2:01:06	言葉は保守的にしておりましたので、そういったこともあって、
2:01:11	後も評価の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:13	をもって変わることはないということで、もともと第4回申請で申請できるとおりました。
2:01:20	規制庁コサクです。今の時点で私に変な質問で申し訳ないんですけど、第4回申請で線量評価はして、
2:01:31	ないん。
2:01:32	ですか。
2:01:37	日本原電ワカバヤシです。昨日設置をしたし、申請書では記載しておりません。
2:01:47	すべての宣言は、
2:01:49	せる新基準関係の機器が出揃い第5回申請で申請すると整理しております。
2:01:57	規制庁コサクですけど、最終的に線量を確定させるのは、第5回でいいんですけど。
2:02:06	それでいいんだということのPaaSそれに抵触しない一般寄付少なくとも基準適合として抵触するものではないということは宣言をしていただいて安定度枠取りとして行っていただいて、
2:02:23	その枠取りの最終的な根拠ということで、それに入ってますよという説明が第5回だというふうに思ってます。その枠取りが第4回できるということであれば、遠心分離機のも同様の枠でいっていただければいいんだろうと。
2:02:42	いうふうに思っていますね、特に浅部日揮のほうはそんなに線源として多いわけじゃないので、そういうは当然本体側に含まれますよねっていうことで理解できると思っていました。
2:03:04	なので、第5回というよりは施設全体で設計されるものです。
2:03:12	どんどんこてそれに対して遠心分離機のほうは線源としては10分小さいものですというようなことが書かれていればいいのかと、遠心分離機側としては持っていました。ちょっと1回4回のほうは、またちょっとどういう枠っていうのを、
2:03:30	申請のかっていうのをちょっと確認しなきゃいけないんですけど。
2:03:33	まず、遠心分離機の項の扱いとしてはイメージで対応策は考えられますか。
2:03:44	余計なワカバヤシです。一部については、
2:03:50	おっしゃっていただいたと。
2:03:53	そして、
2:03:55	十分意識については、
2:03:58	一つね。
2:03:59	小さいとき
2:04:03	したりすることはしないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:07	修正いただきたいと思います。
2:04:11	はい、規制庁職員数でちょっと遠心分離機のほう片付けちゃいたいのので、もう一つの内部火災の影響評価ですけど、これも同じでして、影響評価 2、
2:04:24	影響評価を受けなきゃいけない施設かどうかということでまず縁切りができるということと、
2:04:32	もう一つは、
2:04:36	債権的な話っていう意味では、
2:04:40	そもそもここに有放言わまいが、途中しても第 5 回電話拾わなきゃいけないということだということなのでこれも縁切りをして話ができるんだらうなというふうに思いますけど。
2:04:55	もしイメージ大丈夫ですか。
2:05:01	原電ワカバヤシです。切りして示すことは可能と考えますので修正いたします。
2:05:10	はい、規制庁不足です。よろしく願います。その上でちょっと発生してしまった遮へいについては、
2:05:17	カワラサキさん、どうでしょう、どのタイミングで話したほうがいいですかね。
2:05:22	規制庁川崎です多分先にしたほうが良いような気がしてきました。あとは細かい話しかないので、はい。
2:05:29	規制庁補足ですが、やっぱりましたて
2:05:37	一応先ほど規制庁補足ですけど、先ほど側の第 5 回で線源の関係を言いましたけど、第 4 回も。
2:05:47	ものとしては、
2:05:49	そういうたぐいのものが多いような気がするん
2:05:54	ですけど、どんな
2:05:57	感じですか、宣言を
2:06:00	Cv機のほうも大量のウランを内包する機器を正弦機器としてというふうにかかれてますけど。
2:06:09	これは第 4 回にその機器があるんでしたっけ。
2:06:16	上げたワカバヤシです。制限としては、第 4 回のほうで済ま半分以上ぐらいおり代行店ブレンディング設備を出せばですね。
2:06:25	質問を
2:06:30	規制庁コサクです。そうするとあれですね戦略は、誤開だけどほとんどが 4 回に出てきて、ほとんど出てるのに何で評価しないんだみたいになってるってことですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:45	日本原電ワカバヤシです。ほとんどといいます課題が半分ぐらいに分かれてですけども、それで定めていたコサクさんが先ほど言った粹取りの観点につきましては第4回の604ページのほうで被曝の説明書記載しておりますが、
2:07:01	第3回の申請電信今日出したときも同様で、
2:07:05	青粹として許可で示しているような線量は線量目標値以下ですよと。
2:07:13	その3ポツですか。うん量評価のところ、
2:07:16	バーに示す通りません、このような線量は50mSv以下であるというふうに収まっていますよって結果を示した上で、今回はちゃんとしようとして示します示して評価については次回示すと記載しております産廃忘れる。
2:07:34	そこで、
2:07:36	ベースとしてはこういう記載なのかなと。
2:07:39	そう。
2:07:47	許可のときからあれですか、ミリシーベルトで改定mSvと比較してたんですか。
2:07:54	はい。
2:07:57	エネワカバヤシですか確かその通り。
2:08:00	ときます。
2:08:02	はい、規制庁工作物起こりますとちょっと見にくいなと思ったので、お変わりました。だからあれですね許可でいったところと条件が変わるものではない。その内数だということですよ。
2:08:20	40年ワカバヤシです。はい、その通りです。
2:08:30	最低限その旨は書いていただいたほうがいいかなと思いますね。
2:08:42	書いていただいた上で、なので
2:08:46	別に国会飛ばさなくても、
2:08:50	いいということだと思います。
2:08:54	当然評価会ですっていうことは飛ばすんですけど。
2:09:05	うん。PARの津波はこれで第2段落学科のインドが崩れているので、
2:09:11	再補正のときの直していただければと思いますけど。
2:09:20	はい、考えとしては大体それで成り立つかと思います負けよろしくお願ひします。
2:09:27	づきさんつきすいません、お願いします。規制庁川崎です。
2:09:31	今のところは大丈夫ですよ、記載イメージまで
2:09:35	一応認識共有が図られたと理解していいですかね。
2:09:41	原電ワカバヤシです。はい、明治まで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:45	絵的に持つことができましたので、補足説明資料の方で再度決めさせていただきたいと思っております。はい、規制庁川崎です。ちょっとどこで示すかはちょっと最後にお話があるかと思いますが、お願いいたします。続いて、
2:10:01	どこまで行ったかというところで、
2:10:03	使用表の話の途中まで知っていたかと思っておりますので、先ほど言ったように、
2:10:11	大きなところについては、これまでの話で、
2:10:16	お伝えできたのかなあと思っているのですが、
2:10:23	規制庁コサクですがコサクですすいませんあの仕様表が一通りということとすると、一番最初にポイントで説明いただいたところで議論にならなかった場所ってものをちょっと
2:10:39	改めて教えていただきますか、ちょっと気になったことがほかにもあったような気がしたので、
2:10:45	確認したいんですけど。
2:10:48	農業ねサカモトでございます。
2:10:51	137 ページ。
2:10:55	アサヒの出訴決定よろしいです。
2:11:00	えっとです。
2:11:03	打ち切りという説明いたしますと、
2:11:08	その層自体は、重要性和コサクです。まさにそうですねと。
2:11:15	これの※8 で*8 ですね。
2:11:21	はい、そうでございます。
2:11:24	続いて、
2:11:26	これは、
2:11:28	規制庁コサクですけど胸のため確認なんですけどものと
2:11:36	今日、すみません、回収槽自体は設置したいと。
2:11:41	だけれども使うのは先ですと、
2:11:45	なので、それに付随するものは先に設置しますと、
2:11:49	ということですね。本来であれば、14 基のうち発揮しようだったらはっきりだけ申請すればいいじゃないかっていうふうに思うんですけど。
2:12:00	そうすると、残りの六級を設置できなくなっちゃうので、設置だけはさせていただきますっていうのでこういう説明入ってると思えばいいですか。
2:12:09	条件でサカモトでございます。隣にスパイク施設でございますが、炉規法すでにありますので、
2:12:17	はい、伴です。はい。はい、わかりました。そして設置されていてはい。
2:12:24	発表会ですじゃあまあそれ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:12:28	南米計装が一
2:12:31	はい、じゃ数が合わないじゃないかっていうのは、
2:12:34	の説明で使う使わないはこっちに変えたほうがいいだろうってことですか。
2:12:40	はい。
2:12:42	はい、わかりました。
2:12:45	規制庁コサクですけど、
2:12:48	ほかはなかったでしたっけ。
2:12:51	インターロックと話は先ほどしてあって、
2:13:04	最初の補足説明でほかにはありませんでした。現在サカモトでございます。っかわあと設定根拠を追加したとか、
2:13:12	スポンサーの寸法追加したというところで一番速かったと先ほど言った6ページ。
2:13:20	でしたので、変わって、
2:13:22	設置する。
2:13:27	はい。補足です。多少今大事なところで男ちょっと切れちゃったんですけど、他はないということでお話されたと理解をしましたので、続けていただいて結構ですカワラサキ 1200 兆カワラサキですと、市町で1点だけ細かいところなんですけど、
2:13:45	198 ページご覧いただきます。
2:13:54	198 ページのところを負圧計が出てきてるんですけど。
2:14:01	例えばその負圧どう警報動作範囲とかで9月19.6PASCAL以上っていう表現か。
2:14:09	正直、
2:14:10	すみません、前提知識がないからなんかもしれませんがよくわからなくて、
2:14:15	これってどこどこのサービスのことを言ってるんですかねっていうのを教えてください。
2:14:26	ご懸念サカモトでございます。作り方を計測範囲、
2:14:31	遮ってこの限りで外の基準点が1回気圧の基準点と、あと育つ計が置いてあるその管理区域の中のその部屋の基準差圧を表示しております。
2:14:49	じゃあ率とそのちゃったりし管理区域との差圧が19.6作る以上はやつこれ確保できない状況であれば、
2:15:00	敬語がなると。
2:15:01	設計となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:05	規制庁川崎です。多分濃縮施設の方からしたら当たり前になるかもしれませんが、多分その申請受相だけを見ると、結局それって外気との負圧なのか、或いはその部屋と部屋との間の
2:15:22	差圧なのかっていったところも正直わからない文章になっちゃってるような気がするので、そのところって何らか捕捉できますか。
2:15:32	日本原燃坂本でございますこの数継続の数値が何と何を比較したものだろうかっていうと、
2:15:40	注釈を入れてちょっと説明を聞きたいと思います。
2:15:44	コミュニティバス出ちよカワラサキわかりました。よろしく願います。
2:15:49	じゃあ続いての観点に移っていきましょう。時間もあれなんで。
2:15:57	一応ね。
2:15:59	次の項目ということになった準拠規格になるかと思うんですが、
2:16:04	1点だけ。
2:16:06	238 ページなんですけど、
2:16:17	規制庁カワラサキですね 238 ページとか、或いはその前のページもしっかりなんですけど。
2:16:25	ここの変更後に書いてあるやつ。
2:16:29	何かとりあえず今回はこうまとめて、変更前変更後っていうふうに前のページもそうなんですけどしている。
2:16:37	両方で
2:16:38	何変更されたのかなって見ていくと、一方で
2:16:43	なんかほとんどが明確化されているだけのような気がするんですけど、今のページで言ったら 238 って言ったら、
2:16:53	例えば
2:16:55	こう構造塑性設計指針ですか。
2:17:00	ていった所みたいな話っていうのはこれは明確化なんでしょうか。その場合、明確化だとしたら、このこれそれは変更前に書くのではないかと思ってたんですけど、そこをどうでしょうか。
2:17:21	原電ワカバヤシです。
2:17:23	佐々木さんがおっしゃる通りの明確化の範囲になりますので、
2:17:27	変更前に記載したいと思います。
2:17:31	規制庁川崎です。よろしく願います。その上で、多分さっきとの話との絡みで何か変更箇所が、
2:17:41	どの単位で区切るのかっていうのはちゃんと確認したとしておいてください。お願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:53	原電ワカバヤシです。
2:17:55	承知しました前者と調整の上、
2:17:58	修正いたします。
2:18:00	規制庁カワラサキですよ。
2:18:02	はい。続いての観点としては、
2:18:06	工事計画ですかね、240 ページ
2:18:10	です。
2:18:12	この工事計画のところで、わからないのが、第 4 回申請第 5 回申請については書かれているんですけど、これ全体計画と言っておきながら、第 1 回から第 3 回までは、
2:18:29	どうなってるんでしょうか。
2:18:37	日本原燃、サカモトでございます。
2:18:42	大体 3 倍についてはすでに終わった現在使用前検査という形でこの新法とは別の
2:18:53	ただ工事等は共通のところですので、当不当については、
2:19:02	前回、
2:19:06	第 1 回から第 3 回も。
2:19:09	時期的にはこの時期について示してないんですけども、この想定下には第 1 回から第 3 回含めて、この線の中でやっていって欲しく施設であれば、
2:19:20	申請の前下線が引いてあって、その中でやっていて、最後のお力量子機構はどっちに迎え、
2:19:28	実績でございます。ちょっとこの工程を今 2020
2:19:34	ですから示し、
2:19:39	はい。
2:19:43	きたいと思います。
2:19:45	スパ規制庁為替でちょっと若干、最後のほう聞こえなかったんですが理解。
2:19:51	する所話すと。
2:19:54	一応これは全体計画というのは、分割申請の第 1 回から第 3 回も含めて示そうとされているということであればそれを追加していただくということでいいですかね。
2:20:08	量研伝送でございますと、連動もふやして、第 1 回、第 3 回をプロットして全体を示すようにします。
2:20:16	規制庁川崎です。わかりました。よろしく申し上げます。
2:20:21	その上で、もう 1 点
2:20:25	関連で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:27	第 5 款申請の時期が、
2:20:31	240 ページだと。
2:20:35	2021 年度
2:20:39	ですかね。
2:20:44	ちょっと、
2:20:49	254 ページですか。すみません飛んでしまって申し訳ないんですけど、254 ページだと。
2:21:00	一方で、
2:21:05	第 5 回申請っていうのが新基準への適合の一番下の行に行つて、こういつはどうなってるかという、
2:21:14	申請計画の 2021 年下期と。
2:21:18	ということですかね、になっているんですけど、何か。
2:21:22	面倒なのかとしたのかの違いなんかもわからないんですけどこれって実態上はどこなんでしたっけ。
2:21:29	色分けでサカモトでございます。これ全社とも合わせなきゃいけないんですけど、今この表記な年次東電でずれていて、時期は一緒なんですけど、すごい合っていないように見えるので、別途、どちらかで統一した形で示しております。以上です。
2:21:49	規制庁からこの点について、
2:21:52	もし何かほかに規制庁側からあればお願いします。
2:21:58	すいません景況のオオハシなんですけれども、ちょっと 1 点だけこれ念のための確認なんですけれども、遠心機の方もそうなんですけれども、工事完了の時期が 2021 年度下期浜松の方ということで、
2:22:14	固定しても、第 5 回の新生児期とかはこの今回の補正で変わってるんですけども、工事の完了時期自体は変わってないんですけども、こちら辺は
2:22:28	これで問題なく完了できるという認識でよろしいのでしょうか。
2:22:37	日本原燃の渚野です。当初我々が考えた工程よりもかなり遅れてきているのが事実ですので、今
2:22:47	施行令の認可時期を言っておいた上で、工事を完了させるという工程を今、
2:22:55	検討しているところでありますが、いずれにしましては第 5 回の申請をした後認可をいただく時期を踏まえて、そしたらまた工程のほうを再生させないといけないと。
2:23:08	次は考えておりますが今はここに納めるべく努力をしていると。
2:23:12	ことで考えております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:19	わかりました。来年月的に考えて、一応間に合うと考えているということによろしいんですかね。
2:23:29	逆にフチノです。工事の短縮方策とかいろいろ検討してますのでここに間に合うたあろうということで置いております。
2:23:38	土、
2:23:40	はい、わかりました。
2:23:46	規制庁カワラサキですよろしければ、Ⅱ、議員は、
2:23:53	品質管理関係って何か規制庁川からあればお願いします。
2:23:59	はい。
2:24:00	町のフジワラです。私のほうから何点か確認させてください。まず1点目の念のための確認なんですけれども、品質管理の関係の文書で全体的に手法を修正されてきていると思います。
2:24:16	これまでのヒアリングヒアリング資料の中で、確かへ検査を主管する箇所の長っているのが保安規定の記載であったり、そのへと保安規定を踏まえて、実際のことを考えると、
2:24:32	設計または工事を主管する課庁の長であったり、検査実施責任者というふうに修正しますというふうに推進をいただいていた整理資料の中でも書かれて、一部書かれていたと思うんですけれども、基本的には全体見渡したときに、ほかの箇所もあったのでそこも、
2:24:52	次にしましたというような認識でよろしいですか。
2:24:59	県営のカロウジです。JRさんがおっしゃった通りで、
2:25:03	認識で間違いございません。
2:25:08	規制庁のフジワラです。あと争点について理解しました。続いて、2点ほどありまして、こちらちょっと添付資料のほうになるんですけれども、まずPDFのページで542ページをお願いします。
2:25:27	こちらの2ポツ1ポツ3の設計開発の結果に係る情報の両括弧3dポツのところのなお書きなんですけれども、
2:25:38	インパクト今回調達管理要則の要求事項を満たすように作成すると書かれていて、以前もここにもう縮事業部調達管理要領というふうにも記載されていたと思うんですけれども、こちらを削除された理由。
2:25:56	検討等簡単に教えていただけますか。
2:26:08	内デマチでございます。
2:26:12	は
2:26:14	管理用、
2:26:16	したがいまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:18	グッチ、
2:26:22	病院、
2:26:23	覚えてますし、
2:26:31	規制庁のフジワラです。ちょっとこういう形が途切れがちだったんですけども、基本的に上位文書の調達かわり要則でその下位文書として、当地域胸部濃縮事業部調達管理要領というふうに記載したんですけども、
2:26:48	こちらの期待としては調達管理予測で
2:26:54	まとめられていて、
2:26:57	これに関してはこの調達管理要領のほうも一よつを別途事故も満たすように作成するという方針について変わりはないというふうな認識でよろしいですか。
2:27:08	意見デマチです。その認識で
2:27:12	木です。
2:27:15	町のフジワラです。わかりました。続いて、552 ページなんですけれども、
2:27:31	様式 9 のところで、この表の中ですでに工事が完了している設備でありというこの四角囲みで絵等言葉が書かれている部分の記載の方針をお聞きしたいんですけども。
2:27:46	こちらは変更区分の中で改造新設既設みたいなものがある中で、これを既設のものに対して既設の機器等に設備等にこういうふうな記載がされるという認識でよろしいですか。
2:28:16	実は、
2:28:17	その設計とのフジワラですすいません声がちょっと小さいのでもう少しボリュームをお願いします。
2:28:23	日本原燃のカロウジでございます。音声聞こえて
2:28:27	はい、今のぐらいですと聞こえますか。わかりました。
2:28:30	今の様式 9 の四角囲みのついでの整備についてですけども。
2:28:39	既設のものすべてに対してこの四角囲みが該当するので特定既設のもの。
2:28:46	設計開発を適用しないものについてはこの四角囲みが入るところで、例えば、
2:29:02	どう言えば、
2:29:04	すけど。
2:29:06	PDFで言うと 554 ページの
2:29:11	真ん中ぐらいに
2:29:13	容器に配信交流トラップっていうふうにございますが、こちらについては、既設のものではあるんですが、海進以降、
2:29:23	することになってございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:27	こちらの耐震補強については 7.3 の設計開発を適用させて、設計、あとは調達管理を行っていくというところで、こちらについては丸が入るといって、ちょっと
2:29:40	一言で既設といっても使った米が入らないものもあるというところで一応そういう考えで整理してございます。以上です。
2:29:49	委員長のフジワラです。既設の設備の部分については理解しました。もう 1 点お聞きしたいのが、これを改造の区分のものにも入ることになるんでしょうか。
2:30:02	当店についても教えてください。
2:30:09	小、
2:30:10	のカロウジです。少々お待ちください。
2:30:33	合計でのサカモトでございます。
2:30:37	○をつけている部分ですけども、調達に伴って設計開発これ大きい小適用しているところ。
2:30:46	そして地域性基準で関わって改造だったり空気だったりする設備、さらに方針、
2:30:56	新規制基準ではないのかもしれませんが、
2:30:58	惜しいとしてこのタイミングで劣化しているんで、少し規制基準タイプで更新するほど、そういったことも調達としてこの設計開発適用してやっています。
2:31:10	今回のこの設工認の段階で何らかの手をつけて調達してをつけることについては、
2:31:16	あり、それ以外については、
2:31:20	近くで説明を入れて、
2:31:22	整理。
2:31:25	アジア航測も入っているであろう設備リスト報道再送登記手続きもつくような
2:31:31	はい。
2:31:33	用地、
2:31:36	はい。
2:31:37	規制庁の藤村です。
2:31:40	二つピックアップ化を現行区分の改装なりと直接はひもつかないっていう話なんですけど、これループも載ってせって通すと変わるものだと思うんですけども、こちらに対して、この記載が入ってくるっていうのもありうるっていう理解でいいんですかね。
2:32:06	原電ワカバヤシです。
2:32:07	設備リストで改造として示しているもので、この四角囲みがあるかと言えまして、例えば 1 号発生回収室系配賦。
2:32:18	62 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:20	あわせてもりますが、こちら、
2:32:23	手をつけるものはないので、すでに工事は完了している設備であり、この四角囲みですから設備リストのほうでは改造と示しておりまして、その意図としましては、
2:32:33	その改造の定義が商標で新たに变更后示すものば
2:32:38	あって、
2:32:40	右で整理しておりますので、先ほど溢水のところでも説明した溢水上評価する。
2:32:47	制御棒が必要だとかさ。
2:32:49	アとして変更を示している。
2:32:52	で、設備リストには改造してとして示しております。
2:32:55	実際設備何か手を加えるわけではないので、こちらの表ではすでに工事完了しているという記載になっている。
2:33:04	説明は以上です。
2:33:08	規制庁のフジワラです。わかりました単純に変更区分の改造とかっていうんではなくて使用表での変更ありなしなり、では高エネけれどもまあ変更についていう話で整理をされているということで認識しました。
2:33:24	ありがとうございます。私からは以上です。
2:33:29	はい。ほか規制庁からよろしいでしょうか品質保証の件で、
2:33:35	よければ資料もう過ぎていきますので、また確認の方もまだ全部済んでませんので、ここを再開したいと思ってます。1時半から再開したいと思ってますけれども、原燃の工数でもよろしいでしょうか。
2:33:56	。
2:33:58	その対応。
2:34:00	明日、はい。
2:34:02	よろしいですか。
2:34:04	はい。それでは1時半から再開ということでお願いします。それでは午前中の方は終了します。
0:00:00	今回示しました。
0:00:05	はい。規制庁発生数それでは再開したいと思います。午後のヒアリングですが、添付書類以下かと思えます。規制庁側から書類に関して質問等ありますでしょうか。
0:00:23	規制庁のカワラサキです。添付書類じゃ、ちょっと一部基準適合の消耗
0:00:30	含めての質問に移らせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:00:37	ちょっと1点だけ、ちょっとその話に入る前に、午前中にお話のあった事項についてちょっと1点こちらの中でもう一度確認して、やはり
0:00:52	ちょっと改めてお伝えしたほうがいいという事項がありましたのでお伝えします。
0:00:57	工事の方法のところの話です。
0:01:02	工事の方法のところの話で、今回申請書本文に書かれている事項と、あと補足説明資料で書かれている事項がありますと言った御説明を受けて、その場では
0:01:17	そのような理解だねといったところで終わったかと思うんですけど、一方で
0:01:23	補足説明資料のほうを拝見していたところ、ちょっと改めてやっぱりその本申請書本文なりで、もうちょっと文言として払わせていただきたいと思っている事項があるのでお伝えします。
0:01:37	どこかという、先ほど話題に上がったところで、ページで言うと90ページぐらいですかね。
0:01:50	先ほどのお話だと
0:01:54	留意事項といったところがそれより若干後ろのページのところにあって、
0:02:00	97ページ目ですかね。
0:02:03	こちら辺のところポツやBポツのところでの記載があるといったところで御説明いただいたんですけど、
0:02:10	おそらくこの3ポツの中でっていう形になるかと思うんですけど、先ほど述べたような顧客の設定みや立ち入り制限みたいなところの記載については、申請書本文においても、ある程度、
0:02:25	特にその濃縮施設であといった考慮必要なのかといったところで、
0:02:31	特徴的な事項も含まれているので、そういったところは、ある程度見えるかといいますか。例示的にでも構いませんので、記載していただきたいと思います。
0:02:44	この点について何かあればお願いします。
0:02:47	天然の評価ですサトウでございます。もう一度補足説明資料で挙げた項目を見て、この中から先ほどあった泊の設計だったら立ち入り制限、これらについて、この中にイトウ盛り込むか転倒した上で追加したいと思います。以上です。
0:03:05	規制庁川崎です。もちろんその部分的には表れていたりはすると思うので、どこに記載しろっていう話ではないんですが、ちょっと改めてお願いいたします。はい。
0:03:16	続いての午後の議題のほうに移りますが、
0:03:21	まずはその基準適合の表での説明のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:28	手順適合性の表のが 569 ページ辺りから、
0:03:33	ですかね、始まっていたかと思います。そちらの話題に移ります。
0:03:40	ちょっとこの確認なんですけど、今回時適合の表の関する確認事項があるほか、添付書類でも何点か確認させていただきたいと思っているんですけども、基本的には添付書類については、先ほど午前中の述べたように、
0:03:58	補足説明資料の説明といったところでほとんど終わっているという認識なので、そういった意味で確認的な事故が主になってくる取り返していただければと思いますんで、今言った 569 ページ以降のところに入ると。
0:04:12	細かいところですね、大きなところ午前中で話が終わっているの、細かいところだけの確認なんですけど、
0:04:21	593 ページご覧ください。
0:04:30	593 ページ非常にたくさん設備があって見づらいんですが、このうちの
0:04:38	臨界のところをちょっと
0:04:42	一番左側ですかね、技術臨界防止が第 4 状態項第 2 項といった形であると思うんですけど、そのための確認で下から 2 行目のところで 338 行目ですかね。
0:04:57	パンのところで、
0:04:59	サンプル保管
0:05:01	トータルなんていったところがあって、これについては別途、複数ユニットカバーになっているといったところだったと思いますが、
0:05:12	これ第 5 回申請なんですとかね。いずれにしろその複数ユニットカバーっていったものっていうのはどういう扱ったのかをちょっと教えていただけませんかでしょうか。
0:05:32	助言ワカバヤシです。
0:05:34	SAP 旅館 338 番の SAP 保管庫内について正義とパートしている理由としましては、
0:05:41	イトウ分析こちら分析室に置く核燃料物質検査設備なんですけど、分析室の委員会管理については、1 ユニットのほうでも、室内に持ち込むヘウランの量を最小臨界質量以下に抑える。それで、
0:05:58	臨界になることを防ぐという。管理を基本設計方針を記載しておりますのでそちら。
0:06:05	波が対象となって複製一定の管理というのは発生しないということになります。
0:06:10	以上です。
0:06:12	規制庁川崎です。御説明内容についてはわかりました。一方で、ちょっと別の話に移っちゃいますが、今回この基準適合の承認に関しては、一応、多分
0:06:28	設備の抽出の結果を踏まえた仕様表。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:32	に記載する事項も含め復帰さえしない設備も含め、すべてがリストアップされているという認識で見えていました。ただ一方でですね、誤開申請の先をさっき先にサンプル観光が例としてわかりましたけども、
0:06:50	第 5 回申請に回すものたちも含めてのリストとされているようなので、そこが非常に今回の申請対象範囲がわかりづらい表示になっているというのと、あとは、例えば今言ったサンプルを観光も
0:07:04	そうなんですけど、第 5 回申請の中身の適合性説明っていうのは、まだ現時点においてなされていないものと理解しているので、この基準適合の丸とかカバーとかをこの段階においてつけられないような気がするんですが、ここの記載って、
0:07:18	同意するかという問題意識があって、
0:07:23	他のサンプルを観光以外も含めてなんですけど、第 5 回申請の部分の記載っていうのはどういう記載ルールにし、
0:07:32	それといったところで考えていたんでしょかっていうのを教えてください。
0:07:40	読んだ原燃シバタです。第 5 回申請の部分のてっ基準、技術基準適合の記号の方の考え方ですけども、
0:07:52	まずは次の回ちとか 2 次残している説明っていうのはどういうのがあるのかっていうのを示しておかないと、今回の申請範囲がそこで切って入れるといったことが説明できないのではないかという考えのもとに、第 5 回申請分。
0:08:08	これについてもなどの基準的もんも説明をしなければならないかというものをつけさせていただいております。ただ今回の第 4 回申請からにおいてですね、血糖離婚設計方針、こちらのほう全体で示させていただいておりますので、
0:08:26	これで、その基本設計方針をもってすれば、説明が終わっていない事項というか、積み残しだったりっていうのが見えてきますので、今回示さなければならないかといえば第 5 回の部分は外国から当該申請の開示で示してもいいのかなという考えは今持っていますけれども、
0:08:45	現段階での丸をつけた理由としては今先ほど述べさせていただいたような理由で丸をつけて、
0:08:54	ピッチスパン
0:08:56	規制庁川崎です。考えていらっしゃること自体は、
0:09:00	この段階で第 5 回も見せた整理をされているといったところで非常に意味があることだと思いますが、一方で、じゃそれって、今回の審査で確認しましたかと言われると、私の認識だと少なくとも

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:15	その丸とかバーとかについては、基準適合の補足説明の整理資料で一つ一つ明らかにしていく中で決まってきたという認識でそれがどこまで議論したかという、
0:09:31	第4回までの部分について議論したと思ってるんです。
0:09:36	そうした意味で言うと、今回申請
0:09:40	として、この第5回未満のマルとかバツとアンダーバーとかのところまで申請対象とされてしまうと、改めてそこから審査として確認しないといけないというふうになってしまって、非常に多分
0:09:56	もう1回補足資料の説明からやり直しという形になってしまうと思うんですが、ここの部分の記載ルールって何か。
0:10:04	話し合われたりしましたか、要するにその再処理とかも含めてっていうことなんですけど。
0:10:15	表現自社でございます。こちらの設備リストにつきましては、6月24日ですか2匹成果に当たられた最初は最初に無形のペーパーとして御説明は納期正解でご説明があったペーパーですが、
0:10:31	初回の申請において分割申請全体の計画を示すようにというのがありましてその中の一環として、このリストで御説明をしようということで全社統一で示してました。
0:10:47	お腹に申請対象設備を明らかにすることに加えてその技術基準の説明項目との関係性それも明確にするようにというのがあったので、こう添付書類としてここにつけた上でというので、全社統一して考えておりました。
0:11:04	はい。
0:11:05	政党カワラサキの種わかりました。ただ一方で、さっき、先ほど言ったように、ここの丸とかバーとかっていうのは、例えばその個別の説明を受けないとわからない事故もあると思っているので、
0:11:20	もし証明例えば
0:11:25	はい。
0:11:27	大少々もしてください。
0:11:33	すみませんちょっと後でかけ直してもよろしいでしょうか。ヒアリング中で、
0:11:43	私に対応する。
0:11:46	あ、すみません、失礼いたしました。先ほど、
0:11:51	言ったように丸とかバーとかが基準適用の範囲も含めて説明するということ等だ。
0:12:01	パツとしたら、
0:12:03	なんでこれまでの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:05	補足説明資料の
0:12:08	での説明でそこまで含めて、
0:12:11	で、きちんと説明していただかなかったのかなっていうのも若干思っているの で、何らかのエクスキューズは要と思うんですよ、申請書上で、
0:12:21	要するにそのここの部分の記載というのが、これは改めて第5回で検討して 示したものだっていったところ書いていただかないと、こちらとしてはきちっと見 ないといけなくて、現状まだ見れてないっていったところが正直なところなん で。
0:12:36	そういった
0:12:38	不記載上の工夫をするやつってのはあるでしょうか。
0:12:47	42社でございます。
0:12:51	もともとこの表作った理由は先ほど申し上げた通りですが、当然ながら申請を 複数に分割して申請する際に、技術基準適合性の詳細な中身を説明しない状 態で、丸とか参画をつけてますので、これが変わり得るその申請会社によっ ては変わり得る可能性があるということは、
0:13:10	エクスキューズとして括弧問われるありえることだと思っておりますので、そういう 形で対応できればと思っております。
0:13:18	規制庁川崎です。わかりました。ちょっとそのような形で注釈なりをつけていた だくとともに、できれば商企上も
0:13:27	なんて言うんですかね、全部
0:13:30	第5回のように潰していただくかなくとも、何らかこう見やすくするようなことが できるような気もするので、御検討いただければとありがたいと思います。一 応この点については以上です。
0:13:45	はい、よろしい機器グループを
0:13:50	鈴木委員の
0:13:54	事項に移りたいと思いますが、
0:13:57	津浪についてはもうすでに議論した通りですと、
0:14:02	いったところで、
0:14:04	あと、落雷とか生物学的事象の確認ですが、
0:14:08	今回落雷とか生物学的事象については、一律バーとなっているというふうに理 解したんですけども。
0:14:17	落雷とか生物学的事象っていうのと、あとほかの他の外部衝撃の関係の丸の つけ方との違いっていうのをちょっと教えていただけませんか。
0:14:38	日本原燃柴田です。細かく今回申請でそれぞれの事象で細かく分けさせても らってますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:46	まずは補足説明資料でこれまで説明していました通り、河成低温凍結高温降水
0:14:54	これらについては一般的に安全機能を持っているような、僕たちが既往で建物の中に収納して守るといったもので一旦ちょっと生物学的事象置いときまして建物をかつなぎ外部火災Aタイプ、
0:15:12	火山、
0:15:13	これらについてはUF6を内包する設備が整理とじ込み機能を損なわないように防護すると。
0:15:21	ちょっと話をさせていただきます。
0:15:24	たくらイトウ生活学的事象、こちらについてはですね、系統建家に期待している避雷設備。
0:15:32	やっぱり建家納官機構についてバースクリーンだったりといった個別のその設備でその事象に対して防護されることから建物の中に収納するというよりは、個別の設備で防護されるということから、
0:15:47	風、
0:15:48	とかと同じようなマーキングする方をしていないといったような整理になっております。
0:15:55	規制庁川崎です。ちょっとそこが何て言うんですかね。
0:16:00	当建物で防護するという御説明もあった一方でマークのつけ方が結構違ってきている。
0:16:08	たところが、説明されているのかなと。
0:16:13	ちょっと思っていて、
0:16:15	⑦のかどうかはちょっと
0:16:18	査定を聴い建物側で防護するっていったところは別途、
0:16:24	一応、
0:16:25	同じなわけですよ。ていうようなことだとしたら、
0:16:32	ここではその場である場合は、あまり注釈とかも触れられていなくて、一方で地盤とかっていうのは、
0:16:41	場を書かずに注釈に飛ばしているといったところもあるんですが、何らかこう
0:16:50	説明が追加が必要ではなからうかと思えます。
0:16:55	なので、
0:16:57	そこをどう表現するかってのはあるかと思うんですが、
0:17:01	建物側で防護する設計としているので今回申請対象にはしておりませんということなのか、建物側で防護するという設計にして、
0:17:12	言って、今回は別途詳細の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:16	設計を示さないけども期に川と同じ方針で、その防護設計のされた建物内に
0:17:23	起きますということなのか、午前中にも似たような話がありましたけど、何らか説明を追加するとしたらどういうイメージになるか。
0:17:32	教えていただけませんか。
0:17:37	日本原燃柴田です。説明を追加する際には数が値上げ等、生物学的事象になりますと、
0:17:46	秋の取り入れ口に関係するものになりますので、
0:17:53	蒸気関係の送風機過給機楽とこちらのほうに中計を駆使して第3回申請で体格第3回申請までで示したパートスクリーン等により、この当該事象を包含する設計であるという注記を複数感じになります。
0:18:09	落雷の場合は、基本的には減つ等、
0:18:14	守ってるものが、消防法とかで適用される、今補助建屋のものだったりというものがありますけれども、基本的にはUF6を内包する設備に対して中期で建物をに附帯する飛来
0:18:30	設備により直撃以来、
0:18:33	これは防護すると書かせていただきます。または計装設備ですね、インターロックのほうも落雷の防護対象の一部でありますので、そちらについては許可の記載通り関節外殻防護するといったような注記を付させていただきます。
0:18:49	それがあつた第3回申請冷系示した避雷設備で防護される設計であるといったようなことを明確に書くようなイメージになるかと思えます。
0:18:59	。
0:19:00	規制庁川崎です。わかりました。確かに今おっしゃっていただいたように、どこまでマルつけるのっていうのが正直微妙なところも多々あるとは思っています、説明がなくパート何が違うんだよという話にもなるので、
0:19:17	その点注意するという意味でもあればある程度注釈をそのところを充実させておいていただきければと思います。この点については以上です。
0:19:32	はい。続いて、どんどん
0:19:36	きたいんですけど。
0:19:42	598 ページの注釈なんですが、
0:19:51	この 93 ページの注釈の四つ目と五つ目があって、両方とも見たようなことはある程度書かれているのかなと思いつつ、
0:20:06	4 番の注釈についてはリスク低減措置ですというVI改修等が書かれています。
0:20:12	5 番の注釈については、
0:20:16	建物のみで防護することが困難なため運用による防護対策を実施するとあって、この 4 番と 5 番の違いについての御説明いただけませんか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:30	日本原燃柴田です。
0:20:32	まずは*5番のほうは、これは当該事象に対してこの運用と設備、これが一体となって一体で基準の適合を示すものなので、運用とセットではないと適合していると言えないものになってます。
0:20:52	*4番のほうになってくると、基本的には機器でその言語なできるんですけども、それ以上の何か起きた場合とか、ここに書いてあります通り/それ以上のことが起きたとしても、
0:21:08	まずUF6を容器等堅牢なものに閉じ込めることでリスクを低減させましょうといったようなものでちょっとグレードが違えば違うものになるので今は書き分けをさせていただいていると。
0:21:24	いた状況になっております。成長カワラサキです。何となくわかったんですが、
0:21:31	5番の
0:21:33	区単位でっていうと、これは竜巻とかになるんですかね。具体的な措置っていうとどういったところが、
0:21:41	挙げられますか。
0:21:44	4年目シバタです。具体的な例で言いますと、竜巻、火山事象の2号カスケード等に収納しているカスケード設備になります。風の100メートル/s02号カスケード棟がもたない。
0:22:00	火山の設計1、火砕物の荷重に対して2号機火災あり号カスケード等が防護が期待できないといったことでカスケード設備の内工指定UF6を堅牢な建屋の日本はっばイトウに
0:22:16	定期回収するといったような運用がセットで示すものとなっております。
0:22:22	規制庁カワラサキをとりました。多分わかりづらかったのか、4番である程度具体的にどういったことをやるのかというのわかるに対して5番手といったところを示そうとされているのかがわかりづらかったということかと思うので、
0:22:39	記載が分けたりとかあって、それを
0:22:43	設けたいということであれば、この5番のほうについてももうちょっとその例示というか、さっきこの口頭でおっしゃったような内容が合本なり何なりで、
0:22:53	プレートも理解できるのかなと思いますので、ちょっとそこら辺の手当をお願いしたいと思います。
0:23:03	かしこまりました。
0:23:05	成長カワラサキです。はい、ありがとうございます。続いて、
0:23:14	571ページ辺りですかね。
0:23:24	571ページのところでインターロックの関係が記載していたかと思います。
0:23:32	例えば13個目とかですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:23:36	番号で言うと、
0:23:38	こういったところのインターロックなんですが、電磁的紹介のところを見ると、
0:23:44	例えばインターロックの総 13 番とかですかね、電磁的障害については丸が使われていって言ったと認識していて、そうですね。
0:23:56	その上で、
0:23:58	一方で、ほかの例えば
0:24:03	いろんなインターロックありますけど、カスケード排気インターロックであれば、補足説明資料の中ではインターロックの機能によって閉じ込めを担保するといったような説明があつて、例えばその濃縮度管理インターロックであれば、
0:24:20	臨海
0:24:22	といった条文に対しての適合性説明がなされていたと思うんですが、そこら辺を
0:24:30	丸つけたほうがいいんじゃないですかねというコメントなんですけど、いかがですか。
0:24:39	日本原燃シバタですと丸をつけて説明することに他社店舗説明書にそのインターロックを設けるということを記載しておりますので、丸を付ける方向でやって考えさせていただきますから、現状なんで丸がついてないのかといいますと、
0:24:56	そのインターロック自体が閉じ込め機能を持っているっていうよりも、UF6 を内包しているものではないのでは閉じ込めに丸をつけていなかったり、そういうインターロックが理解を
0:25:10	臨界防止するための何か設計というわけではなかったのだから丸をつけて書く。
0:25:15	いう形になっておりますが、先ほど申し上げた通り適合性説明の中でそのインターロックを設けると説明させていただいておりますので、規模としては規模の説明をする①また参画なりな規模を作っていきたいと思えます。以上です。
0:25:34	規制庁川崎です。多分そうですね。おっしゃっていただいたように、適合性説明の中或いはその補足説明資料で今まで御説明の中で、ある程度その閉じ込めであったりとか委員会であったりとか、ちょっと熱的制限値のところ、やや微妙かもしれませんが、
0:25:50	いろいろ多分それ公務の場合によっては閉じ込めに整理するなり、ある程度その技術基準との関係で警報設備のところとかでも御説明いただいている経緯もあるので、そういった意味では整合とるという観点でこちらに書いてもいいのかなと思った次第です。ちょっと。
0:26:08	検討して見ていただけるとありがたいです。
0:26:11	特になければ次に行きます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:16	はい。
0:26:17	ね。続いてなんですが、
0:26:21	575 ページご覧ください。
0:26:29	575 ページに行くとブースたポンプですか。
0:26:36	撤去するものではないほうのブースたポンプがベーシック処理設備に行ったか と思います。
0:26:43	うーん。
0:26:47	59 番ですか。
0:26:51	例えばですか。59 番のほうを見ていくと。
0:26:57	ところで横のほうに行くと。
0:27:01	閉じ込めについては、
0:27:03	敏子堂になっていたように記憶していて、
0:27:08	この場になってるという考え方がよくわからなくて、
0:27:12	とポンプは閉じ込めと関係ないという理解なのかちょっとわからなかったので教 えてください。
0:27:23	日本原燃柴田です。こちらすみません大変見づらくて申し訳ないんですけど も、表の一番時です。何条何乗という記載を一番上のところですね、独歩事故 め機能のところに来未収
0:27:41	暮らしていただいて、
0:27:42	多分切っています、
0:27:45	お閉じ込めの技術基準の各号の要求には直接豚ポンと該当するものがない。
0:27:55	ただ、許可基準規則の閉じ込めの観点から説明性すべき事項があるといった ものでこの機器、説明すべき事項がどの機器にぶつかるんだというような詳細 が示し切れてないんですけども、その分サポートについては、
0:28:13	この個別の適用されるものとなっております。申し訳ございません。規制庁川 崎です。わかりました。個目のところであろうされようとしていることでは か、やはりその今言っていたように、
0:28:26	※9 がすべての設備に適用されているわけではないと理解しているので、
0:28:32	配管であったりとか、ポンプであったりとかバウンダリになるようなところにつ いては確か基準適合の説明の中で閉じ込めとして説明されていたような気がす るので、そうしたもののところにむしろ※を振ったほうが良いような気がしま す。
0:28:49	いかがでしょうか。
0:28:54	本件シバタです。何かしらの方向をとってその機器がどの機器が対象なのか ということを明確にして進めさせていただきたいと思います。規制庁川崎です。 確かにちょっと言われてみると確かに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	閉じ込めのところが幾つにも分かれているので、どういう表記するのかっていったところであるのかもしれないんですけど、場合によったら全部別に※不
0:29:20	でもいいのか、いずれにしろ、
0:29:22	表記上の問題で、設備がわかればよいということだと思うので、工夫していただければと思います。
0:29:30	この点については以上なので特になければ届きますが、
0:29:36	溢水量については、
0:29:41	そうですねさっき午前中の議論で説明が大太なされていたと思いますので、
0:29:49	ちょっとその話を踏まえても、
0:29:54	ここの適合の丸、丸とかバーとかのところに影響あるかないかだけ教えてください。
0:30:09	日本原燃柴田です。午前中の内容をから整理しきれいていませんので今、
0:30:16	具体的にこの設備費と丸とか参画が変わり得るかといったものをちょっと具体的なイメージをお伝えすることができなくて申し訳ございませんが、当然午前中のコメントを踏まえて、必要な
0:30:30	修正があれば修正していきたいと思いますのでその情報については早めに伝えられるように筋力していきたいと思います。
0:30:39	規制庁川崎です。よろしくお願ひします。その他の観点でいうと、被ばくのところですか放射線管理ですかね、被ばくのところについても、その変わっていった話があったかと思ひますので、あわせて、
0:30:55	確認できればなと思ひていました。
0:30:58	基準適合の章については、私からの確認は一応ですか。
0:31:04	ほかにあれば、
0:31:08	よろしいですかね。はい。
0:31:11	ベースから続いて次のところに移りたいと思ひます。
0:31:16	次からは添付ですかね。
0:31:23	添付説明書のほうに移ると 682 ページです。
0:31:32	添付説明書についてはあまり大きな確認事項っていうのはないと認識してるんで、あくまでその申請書としての書きぶりの確認だけなんですけど、682 ページのところ耐震の評価の示し方といったところで、補足資料で、
0:31:50	示していただいた通り、基本的には示していただいているということで、それはそれでいいんですけど、ちょっと
0:31:58	この 682 ページと、
0:32:02	その場合のところとの繋がりですかね、評価結果の示し方のところでちょっと確認しておきたいのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:10	今回は耐震計算書については第3類の設備については、記載しないといったところで、そこは
0:32:19	きちんと整理されているのは理解してるんですけど、じゃ一方でその耐震重要度分類をどのように分類したのかという説明が耐震
0:32:28	に関する説明方針も含む耐震に関する説明の中のどこに
0:32:34	あって、そこはどことリンクづけられて、耐震重要度分類を確認できるんだらうという、ちょっと文章上の話かもしれませんが、そのところってとこでひもつきがあるという認識でしょうか。
0:32:50	日本原燃の式のサカモトでございます。
0:32:53	ページ数で615ページ上でください。
0:33:05	こちらが3-1の耐震設計の基本方針ということで、3ポツで耐震重要度分類の考え方もこういうものに入がこういうものさんにはこういうものにすぎという設定しております。この絵等区分に従って分類すると、
0:33:26	設工認の本文の主要設備リストにある耐震分類のほうに分類されるとその分類に本部のほうの分類に基づいて計算した結果も含めて、先ほどの682ページの評価結果のところ紐つくという流れでございます。
0:33:46	以上です。規制庁川崎です。わかりました。基本的にはそれでいいとは思っていますので、
0:33:53	三番まで含めて改めて設備リストを示すという方式もあるとは思いつつ、濃縮についてはそこまで、ここで改めて承認することのこともないので、多分その設備リストで示されていけばいいというふうな理解なんですが、
0:34:09	ちょっとその説明書説明の連続性という観点からいうと、どこかしのところでリンクづけをさせていただきたいんですよ、設備リストでその評価の前提となるところの耐震重要度分類については示されていますといったところを、
0:34:27	何か入れ込んでいただくところってあります。
0:34:30	そういうようなことってできますか。
0:34:34	日本原燃坂本でございます。682ページの機器の耐震性評価のところの冒頭に、
0:34:43	このところに主要設備と本文のほうに基づいて分類した結果に。
0:34:52	基づいて評価した結果を示すというような形で何らかのひもつけをとるような文章をちょっと考えております。以上です。それとカワラサキです。よろしくお願いいたします。真西データ大丈夫かと思えます。
0:35:05	続いて、694ページで、これのための確認なんですけど。
0:35:14	694ページで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:17	一般産業品ですね、一般産業用工業品のポンプを使うというような強度の説明資料ですかね、ありますけど、この一般産業用工業品については、ちょっとすいません、今までのヒアリングの中であまり、
0:35:32	こうした詳しく突っ込んでいなかったんですけど。
0:35:36	この一般産業用工業品を選ぶにあたってのプロセスなり、
0:35:43	或いは
0:35:45	やり方基準みたいなのところっていうのは、申請書の体系としては、どこで説明されているというふうに理解すればいいんでしょうけど。
0:36:09	今の御質問については設工認QMSの中の主要動の指定してございますでしょうか。社長からプレスのそういうことだと思いますからどこら辺であれなんですけど、ある程度明示化面積確保されてるんですけどつけっていうのを確認させていただきます。
0:36:42	日本原燃のカロウジでございます。少々お待ちください。
0:38:08	日本原燃のカロウジでございます。時PDFのページで言うと510ページ。
0:38:17	一番下から2行目のまた書きの部分でございます。こちらについては一般作業立方晶一般産業用工業品について、仕様書を作成して、浅いそれを採用するというふうな選定をっていうところを、
0:38:34	技術的な評価を行うっていうところで示してございます。以上です。
0:38:40	規制庁川崎です。ありがとうございます。今言った話の中で、今回のポンプとかっていうと、強度の説明書の中では一応その原燃としても
0:38:52	基準に適合しているかという観点でスペックが使用条件にみあったものを行った確認をしていると。
0:39:01	いう理解なんですけど。
0:39:04	それが今言った仕様書書のところの話で、
0:39:10	の説明ということのかそれともちょっと後ろのプロセスでの確認ということですかね。
0:39:55	園芸ねサカモトでございます。とポンプの選定にあたっては、先ほど品証の通り、調達にあたって、一般作業工業品、
0:40:06	に係るあと仕様とかであってもその仕様となって気もしているかというような確認はすべて実施しております。
0:40:15	規制庁川崎です。その調達のときの使用省なり、
0:40:20	に基づく増長来たときの確認という意味で理解しました。
0:40:27	はい。
0:40:29	続いて、次の観点に移りたいと思います。
0:40:33	続いて694ページのところで、ちょっと細かい話なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:40	補足説明資料の中で、
0:40:44	基準、技術基準、最初の概要のところ、技術基準規則第 15 条を挙げられているんですけども、
0:40:52	ここっていうのは特に技術基準規則の解釈で唯一この部分は、解釈の規定も参考にしたっていったところだと思っていて、その部分って明確化。
0:41:04	べきなのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:41:22	日本原燃柴田です。今のご指摘のほうは 15 条で各党たらの技術基準の本舗部分といいますか、そちらの部署だけを考慮せん稟議で解釈に書いてある引っ張り強度の話の時ご説明の中でしているのであれば、
0:41:39	4 のほうにその貸借に基づきという言葉を入れるべきではないかという御指摘でよろしかったでしょうか。規制庁からその通りです。結局その解釈っていつでも、
0:41:51	別に使わない。
0:41:52	場合もあるので、何というか解釈の規定によらずやるパターンも多分ありうる或いは今回対象そういったところの対象外ですというパターンもあるので、今回ヒアリングで説明したようなところでそこが明らかになった結果として、
0:42:09	ちょっとそこを明確に 15 兆
0:42:12	東端に言うのではなくて、
0:42:14	あの補足しといていただきたいということです。
0:42:19	日本原燃柴田リース料させました解釈のほうを追加させていただきます。
0:42:25	規制庁川崎です。よろしくお願いします。
0:42:28	ちょっと技術基準の体系が特殊といったところもあって、いやイレギュラーであります。お願いいたします。
0:42:35	続いてなんですけども、
0:42:40	100
0:42:42	694 ページの同じところですかね。
0:42:47	強度の説明のところ、共同設計の 3 ポツのところ、今回反映いただいているかと思うんですけど。
0:42:56	このが使用条件のところ減って、
0:42:59	いろいろ書かれている中、
0:43:04	外圧に対する耐圧強度を確保するといったところの外圧が
0:43:09	多分これだけ読むと依然としてよくわからないような気がするんですけど。
0:43:15	開発っていうのが耐気圧
0:43:19	出ないやつが耐気圧以下ってそういうことなんでしたっけ。
0:43:26	日本原燃坂本でございます。その通りでございます耐気圧として外から 1km、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:32	0.1MPaの気圧が変わるということですね内部はぜ。
0:43:38	評価しております。河原崎です。わかりました、であればさっきの負圧の話じゃないんですが、
0:43:45	その外圧という、その前提条件のところを若干文言追記しておいていただくようお願いいたします。
0:43:55	日本原燃坂本です。今の考えがわかるような記載に修正いたします。はい。以上です。規制庁川崎です。続いてなんですが、708 ページをお願いします。
0:44:10	今回またいろいろ話が飛んで申し訳ないんですが、竜巻の評価のところですよ。
0:44:17	と竜巻の評価のところ、最後のヒアリングでの状態を班員いただいたというふうに見ていたんですけど。
0:44:25	日
0:44:29	竜巻のところですね、精緻ケーブルとかね、この評価の結果が示されていて、ただ、一方で
0:44:37	708 ページですか。
0:44:43	はい、ここでちょっと
0:44:46	ヒアリングの続きっぽくなって心配を日補足説明資料のヒアリングの続きっぽくなってしまっていてあれなんですけど。
0:44:53	最終的にこの地震荷重最終的じゃないですよ。途中経過の結果として、地震荷重と竜巻2の負圧による荷重を比べられてると思うんですが、ここも $\alpha$ Wオーバーw
0:45:10	ていったところなんですけど。
0:45:13	これって $\alpha$ をかけているのは7めて何ですかっていうのとダブリは地震荷重でいいですかっていったところ、読み方を確認させていただきます。
0:45:28	4原燃シバタです。ALPHAわがまま静的地震力になるんで、各級の耐震重要度に応じたスペースだったり、一時設計するものについては、1位になります。W、
0:45:43	これに対しては、機器の数になりますので、機器の荷重に対して今地震力が働いた場合の、そのときの応力と赤字になります。
0:45:53	規制庁絡みです。今の説明聞いてわかっていましたからなんでそういう質問になったかという、基本は説明書は説明書で、
0:46:04	説明が完結していると思っていて、で一方でその両100ページとかを見ると、
0:46:13	W、
0:46:14	御説明として、
0:46:17	竜巻荷重の関係の説明規模の説明とかなされているんですけど、地震等の地震関係のところの規模の説明ところがなくて、それは耐震の説明書のほうに飛

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ぶんだよって言ったことなのかもしれないんですけど、少なくともこの説明書上で、
0:46:34	結果として示しているところについては明確化して欲しいというのと、
0:46:38	もしその地震荷重のところの評価のどっかからえと根拠があるという意味でしたら、その耐震の計算書とのリンクづけなりをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
0:46:55	日本原燃柴田です。わかりました。前期も表ではちょっとリークがとれていないということで理解してませんので、耐震の
0:47:05	推奨のほうから記載のほう持ってくるか理屈づけを行ってこの説明書の中ですべての事故が判断できるように修正したいと思います。
0:47:16	規制庁川崎です。多分両方やっていただいているのかなと思っていてというのはその規模についてはここで改めて再掲したとしても、多分根拠となる。
0:47:27	ものっていうのは違うの説明書に基づく結果から引っ張ってきたと思うんで、いずれにしろ、多分、
0:47:35	こちらで数字が1件こちら企業に見えてるように思いつつ、耐震計算書に基づく計算結果なんですよって言ったところを補足していただければいいかと思えます。
0:47:48	特に質問なければ次に行きたいと思えます。
0:47:55	続いて、728 ページです。
0:48:06	728 ページのところなんですけど、
0:48:13	火災防護の説明書ですかね、火災の説明書のところで、
0:48:17	これ次回飛ばす場合のときに、4 ポツのところでは火災の感知及び消火といったところで近い申請とされています。
0:48:27	ただ一方で、えっと他の
0:48:30	説明書の記載の中では多分評価評価は第5回で行うとしか書かれていないところもあったりしていて、この次回申請って書いたときに中身ってどこまで書くんですけどっていうのを、
0:48:43	教えてください。
0:49:07	日本原燃柴田です。と前者のほうでは、
0:49:11	〇〇次回に飛ばすようなものについてはこの添付書類の目次のほうで次回申請と打った上で、当該説明書の中ではまだ出てこないというのが、電車になっているかと思えます。それに比べて濃縮の場合はですね、第3回申請。
0:49:27	までの申請実績がありまして、
0:49:31	この、ここで書いてある4ぽつちょっと詳しい話になっておりますけれども、Codeトラックに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:38	これトラックの火災感知消火、これを強化するとして、新しく温度センサーを追加するといった話または消火で遠隔消火を
0:49:49	設置するというお話があって、Codeトラックの火災防護を
0:49:54	完結させる上ではこの二つが必要なものです。
0:49:58	なので、それを第3回申請までにおいては、そういう設計があって、その設計については次回、詳細を示させていただきますと、またその設備自体の申請もエコー時間になりますといった形である程度詳しく書かせていただいていた経緯が。
0:50:16	いのでそれを踏襲して、今書いておりますので全社とは記載残っ記載の程度が異なっているといったものになっております。
0:50:31	規制庁川崎です。そっか、第3回動で認可罪の実行か。
0:50:37	次回申請と五つ入っていると、20た所聳行われるのはわかったんですか。
0:50:46	(2)ですが、4ポツの中で、
0:50:52	時間申請の
0:50:56	二つ目の箇条書きとか、
0:50:58	データ内容がこれは次回申請でしょうか。
0:51:06	日本原燃柴田です。
0:51:08	1、
0:51:10	つつとかポツの1個目で言えば、音センサを設置するという方針については、今回その方針だけは示させていただいて、次回にその今度精査による火災感知、これを示させていただくと。
0:51:25	dポツの2個目ですけれども、こちらも同じ0遠隔消火設備を設置するといった方針については今回示させていただいて、その遠隔消火設備の設計へ消火に関して、1回詳細に説明をさせていただこうと考えております。
0:51:46	精通をカワラサキです。タップしたら、多分こう二つ目のポツの
0:51:55	操作可能な設計とか、そういったところがある程度次回に回るってということかと思う。
0:52:05	定刻の資料を読むと、
0:52:09	うん。ただ一方で、
0:52:11	先ほど二つの中でも、なんか。
0:52:15	区分けがあるという。
0:52:17	何かちょっと微妙な言い方をされたんで、どうなんだろうっていうのがいまいち掴みきれないんですけど。
0:52:25	設置するといったところまでが今回対象なんだとしたらですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:31	だからどこまでが今回なのかっていうのを明らかにして欲しくて、4 ポツの見直しのところの
0:52:38	内容が次回申請っていうのが時価申請事項を含むという意味で使っているんだったら、これはこのままでもいいのかもしれないけど、中身はきちんと書き分けていただけませんか。
0:52:52	案件名シバタです。
0:52:54	はい、御指摘の内容の通り、
0:52:58	これが今回ちょっとこの文章の3階という言葉も入って来よりわかりづらくなってしまっているかなと思いますのでそちら明確にわかるように書き分けだったり、必要に応じて資料/1000 だったりとか何かで
0:53:13	明確にわかりわかりに
0:53:16	申請範囲、今回の申請範囲のところで、この部分を次回に送るのかといったものを明確にさせていただきたいと思います。
0:53:25	規制庁川崎です。よろしくお願いします。その点で730 ページとかもう内部
0:53:31	火災影響評価とこ見ていくと。
0:53:34	基本的には内部火災影響評価については、第5回に送るという認識聞いていたので、
0:53:43	そうですね。ね。一方で、
0:53:47	割と細かい目な記載になっているのはどういう経緯。
0:53:52	ポンプでしょうか。
0:54:00	日本原燃柴田です。基本設計方針を経営いわゆる定期1回形で載せておりました、基本設計方針から何か評価の
0:54:13	方法を展開したりといったものではなくて基本設計方針で書かせていただいている内容をここで改めて書いて、こういった方針でしょう等を行う、その評価。
0:54:25	結果については申請対象物が第5回といったものにさせていただいております。
0:54:34	規制庁川崎です。なので、なるほどな国際
0:54:40	方向リングしとか、
0:54:44	ただ一方で今もうところ改めて読んでいます。
0:54:52	別途申請する遠心分離機の申請における変更含めた
0:54:56	評価とするといった記載もあり、
0:55:01	多分これは先ほどの基準適合の
0:55:04	表の話と一緒に、多分ニュアンスがちょっと若干違うような
0:55:09	気もしているのも、
0:55:11	ていうのが1点と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:13	あとは
0:55:16	(1)以降の話が
0:55:21	そうですね、これもさっきの話と一緒に、
0:55:26	時間申請で、
0:55:30	全部丸々送るということであれば、もっと何というか、
0:55:36	基本方針、
0:55:38	のレベルの話ってどこまで書く必要があるんだってっていうのをもう一度
0:55:43	検討しといていただきたいと思います多分これ確かにこのレベルの話だったら問題あるかって言われてないような気もするんで。
0:55:53	ちょっと確認までなんですけど。
0:55:56	ちょっと全社の話とかもあったと思うんで。
0:55:59	確認だけをしといていただきたいという2点です。以上です。
0:56:06	屋根シバタです。了解しましたがためにここの記載の内容、記載の程度か電車も含めて整理させていただきたいと思います。
0:56:15	規制庁川崎です。続いて、800
0:56:20	7ページ、ちょっと飛びます。
0:56:28	放射線管理施設に関する説明しようなんですけど、
0:56:36	一応(2)なんですけども。
0:56:41	809ページ以降に行く事業許可に基づく施設の説明だといったことで理解しました。
0:56:50	なので、ここはある種、技術基準に
0:56:55	〇パーツといったところだとはちょっと別の話として、
0:56:59	許可整合の観点からの説明という前提で理解していますが、
0:57:04	一方でその中身を見ていくと。
0:57:07	K警報とか計測装置とかの話があると思うんですけど、その部分の説明っていうのはどこでされるんですかというのを確認させてください。
0:57:23	日本原燃縛ったです。まず、モニタリングポストの警報ですけれども、こちらは許可基準規則でもモニタリングポストに傾向の機能を設けなさいといった養鶏はありませんので、結構の説明書のほうでも、そちらのほうの記載はしていないと。
0:57:41	だものにして今度は生徒監視測定機能としては、計測範囲、
0:57:48	抵抗動作範囲ということで使用表の中で伸び記載となっております、その機能の具体については、今のところほどの説明それも説明をしていないと。
0:57:59	多分ものになっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	規制庁からなきゃ先です何となくわかりましたちょっともうちょっとP810 ページを見ると、
0:58:10	確かに文言としては警報といったところが出てきているけども、これは技術基準。
0:58:15	規則でいったところの警報設備に類するものではないということですかね。
0:58:24	はいその通りです。わかりました、であればこの大きさ要するに放射線管理施設としての記載ということで理解しました。
0:58:35	ちなみに
0:58:37	警報設備といったところの下に計測範囲みたいな話もあるかと思うんですけど、そこら辺の説明も何か整理があるんですかね。特に
0:58:48	ほかで説明しているというわけではないという理解でよろしいですか。
0:58:52	4件シバタです。その理解で問題ないです。ただその計測範囲については許可の中で
0:59:01	約9ページの3。
0:59:03	おつですかね。
0:59:05	ここに
0:59:08	その監視及び測定については発電用軽水炉の測定に関する指針等をこれを参考にして計測範囲を設定しているといったような説明のほうは記載させていただいております。
0:59:29	規制庁カワラサキです。わかりました参考としたといったところ、
0:59:34	続いてですけれども、
0:59:38	今言ったような計測範囲とかの話に変えたと、どういった要素がこの参考とした設計に含まれてるんですかね。
0:59:47	多分仕様表とかの話から外なんで。
0:59:51	若干わかりづらい感じもするんですけど。
0:59:58	日本原燃シバタですねと測定の範囲の上限になりますけれども、その上限の範囲を決めるにあたって、この告示で決められて告示の
1:00:12	この指針で決められている。こここの範囲まで図りなさいというのがありますので、それが網羅できるような形で測定値上限値的にさせていただいてるといったことで、ここを書かせていただきます。提供カワラサキといったような御説明って、
1:00:29	補足資料とかどっかしらで御説明いただけてますかね。もしなければ、
1:00:35	適宜追記しておいていただきたいんですが、
1:00:40	日本原燃柴田です。もう一度確認 1F室コサク資料のほう確認してみますけれども、自分の記憶してる中では、その指針の中で、データっていうの測定上限

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	長はこれで今回申請させていただいたモニタリングポスト燃え測定上限値のこれだと。
1:00:56	この補足説明資料の中に入れていたと思う、思います。ちょっと自分で確認しています。
1:01:02	規制庁川崎です。よろしくお願いします。
1:01:06	短縮洗うを
1:01:10	はい。添付の説明書に関する事項について私からは以上になります。
1:01:19	ちょっとほかのこと。
1:01:21	あれば、
1:01:23	規制庁の藤村です。
1:01:25	すみません
1:01:26	1階の関係で午前中で以上ですって言っちゃったんですけど、もう1点確認したいことがありまして、先週の水曜日の再処理MOXの工認のヒアリングの中で石原さんから品質管理に関係する
1:01:41	説明が口頭であったと思うんですけど、その状況を確認したくて、今抵当再処理MOX側との仕組みの方っていうので。気体の多分なんかを抽出してそれをどうするかっていったところの議論が多分されているかと思うんですけどそれってもう決着。
1:02:01	杭で整理できているっていう状況なんでしょうか。
1:02:05	いよぎんの石原でございます。濃縮のほうともご協力いただいて、3社で調整して今、差分の抽出後さがあったときにその差がPKプロセス上、妥当なのかどうかということも含めて整理をしております。
1:02:22	資料の共通の資料の10番っていうのを以前お出ししましたがその会計簿というのを現状は22日にお出しをする方向で今調整を進めているところでございます。
1:02:36	はい。
1:02:37	規制庁の藤原です。状況を理解しました。ちょっと気にしているのが基本おつきなところは補足説明資料でのどう実際の実績であったり、計画であったりっていったものの差分が多いのかなと思いつつも、
1:02:55	一部当検討資料の区分もちょっと下がる場所があったかと思うんですけど、それって、今回この濃縮のほうの複製データを扱うのかみたいなおところまでの、今まだできてない感じなんですかね。
1:03:18	※2 デマチでございます。書類の方の差分は、
1:03:24	その独立性とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:27	執行猶予事故がないので、そういった違いと、あとはちょっと説明資料でも御説明させていただいてますけども、安全性を担当する場所の長。
1:03:41	ところが再処理等々も違う。
1:03:44	はいっていう認識でございますけれども、
1:03:47	はい。
1:03:48	社長もフジワラです。内容でふたがあるっていう部分ではなくて多分記載が出るのかなと思っている部分でコピーのほうのトップに向かって来の管理みたいなところで結構再処理の方法とかは手厚く壊れていて、
1:04:07	もしこの方法って結構記載が万博な気がしているんですけど、そこって認識されてますか。
1:04:16	いや原燃サカモトでございます。こちらの解析のところの記載に違いは安重がある施設であれば、当原子力ガイドラインに基づいて、当細かい解析まで必要となりますけども、当プロジェクト、
1:04:33	計算書撤退時期がちょっと添付 5 で求められてない設安重を要さない施設につきましては、その施設に応じた
1:04:43	確認の仕方より精密化した、それを定めて管理しているというところですよ。それとで差が出ております。
1:04:53	施設のフジワラわかりました。今までに一步大きくボリュームが違うなと思ってるところでしたので、あとは今理解認識されている部分とかの人であったり、そういったところと、多分
1:05:09	補足説明資料の中ではレビューの範囲だったりとかっていったところも少し違いが出ているのかなと思うので、その辺りをデマチお聞きしていきたいなと思ってますのでよろしくお願ひしますかもそれをこちらの本文と添付にそこまで
1:05:24	あるものではないというふうな認識をしておりますので、今後 22 日の説明なりを聞いて理解していきたいと思ひます。ありがとうございます。
1:05:36	日本原燃に支払うなくすあのスケジュールに従って作業をさせていただきます。基本的にReviewとかについては確かに事業によって対流が異なったりします。濃縮べきは手厚くやっていると認識もした上で、
1:05:51	どこまでやるのが適切なるかというのを考えた上で、しっかりと説明責任を果たすべく資料修正していきたいと思ひます。
1:06:01	規制庁のフジワラです。よろしくお願ひします。
1:06:08	規制庁カワラサキで
1:06:10	私も、はい。
1:06:14	ちょっと今までのところで、大体その第 4 回申請をベースにしてコメントさせていただいたと思ひます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:24	ただ一方で、遠心馬力の申請まだ昨日出たばかりといったところもありますが、基本的には中身はまだ確認を進めているといったところなんですけど、
1:06:39	4階と基本的には同じようなコメントであれば同じような修正が入るものと認識していますので、ちょっとそこはきちんとし展開して第4回に追いついて修正作業の方進めていただくようにお願いします。
1:06:55	その辺でなんですけど、ちょっとその統一
1:07:00	確認させて欲しいんですけども。
1:07:03	入口のところで、別途遠心分離機の方の
1:07:08	資料説明補正に移ってもいいですかね。
1:07:15	はい、出入口のところで16ページ遠心分離機のほうの申請の16ページぐらいのところで、
1:07:23	ちょっと見ててわからなかったのか。
1:07:29	今回の新基準への適合の申請との関係を示すというた説明がついていて、
1:07:36	これは目次の前に書いてある、説明っていうことで、
1:07:41	なので位置付けとしてはちょっと微妙なところにあるやつなんですけど、ここでの説明したいことがちょっとよくわからなくてですね。
1:07:52	第1章の共通項目っていったところを見ると、
1:07:55	まずは第4回における
1:07:58	共通項目については施設共通であるとそれはそうですねと第3回においては逃げカスケードでファンを申請しているというのもその通りですねといったことなんですけど。
1:08:12	そのあとの本申請における対象設備は、
1:08:16	2と同一の設計であるっていったところを設けて、蒸気により、
1:08:22	新基準への適合に係る申請第4回における共通項目と同じであるとしてるんですけど、ちょっとこの三番論法っていうかロジックはいまいち掴みきれなくて、
1:08:35	これは
1:08:37	何を言いたい文章なんですとかね、そもそもとか、
1:08:41	若干掴みきれないんで教えていただければと思います。
1:08:46	4件シバタです。多分前回のヒアリングでコサクさんからCTの更新の基本設計方針が第4回申請の業績評価と同じであるといったものをどこかで書いてくれればいいと。
1:09:02	いったものに対して自分がちょっと表現がし切れなかった部分があるのかなと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:09	この中で自分が示したかったことというのは最後のポツのところ、正式更新の書いてある設計方針が基本設計方針は第4回申請の共通で会計基本設計方針と
1:09:25	基本的に1号以降何時ですよと。
1:09:27	いったものである意味C差で両方の基本設計方針を一文行くしてもらう必要はないですよというようなイトウで書かせていただいておりますので、そのなんで同じになるんだという理由を上の中の三つのポツで説明したものになっております。
1:09:45	。
1:09:46	規制庁が替リスク種入れたいという趣旨は理解しました定そのうえでなんですけど、
1:09:55	全般と同一の設計であるということを書かれているんですけど、多分ここですったほうがいいのは、
1:10:06	この第4回位側のせ、
1:10:10	基本方針等、
1:10:13	今回の遠心分離機の基本方針との
1:10:18	関係として、
1:10:21	なんていうパッチングと言ったらあれですけども、要するに第4回での
1:10:29	方針変更の内容と、
1:10:34	この遠心分離機での方針変更の内容が
1:10:38	何か相互に干渉してるようなところがないのかなっていうことだったかと思っ ていて、
1:10:46	そういう意味で言うと、
1:10:49	施設共通
1:10:52	うんまあちょっと後ろのほうの個別の話になるのかもしれないんですけど、多 分こういうロジックで説明するよりは、
1:11:02	例えば
1:11:04	この第2章第2ショットバー系に
1:11:09	拠点の方針については、一緒ですと、
1:11:13	いうことを言えればよく、よいだけだと思ってるんです。
1:11:17	単純に共通の方針については、
1:11:20	その第4回と同じであって、鉄塔なぜ同じかという、
1:11:25	基本的には
1:11:28	えっと溢水のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:11:30	今については、その第4回のほうで変更がなくて、その変更内容というのは、こちらにも同様に適用されるものであるから、今回の方針は一緒ですと言ったことだけなのかなと。
1:11:46	聞いてて思いました。その上で個別の方針については、個別の設計でこちらは申請の事項が第4回の申請の事項とかぶっかぶってると干渉しているというか電光関係が必要なのかどうかといったところで、
1:12:03	第4回の
1:12:05	審査が終わってないと、こちらのほうの申請書か書けないのかどうかといったところで、いやそうではなくて個別施設としては、こちらの方針とこちらでの変更内容か、
1:12:19	直接競合するものではないですよといったところ設置示していただければいいのかなと。
1:12:24	いう口頭じゃないですかね、ちょっと私も最終的な文章まで思い込んでないんですけども。
1:12:30	いかがでしょうか。それともやっぱりソニー前半っていうのが大事なんですかね。
1:12:38	逆にシバタです。みえて半島同じ設計だというのが大事だということはないので、カワラサキさんに今、
1:12:46	言っていた内容を踏まえて、北のほう修正させていただこうと思いますが、基本的にはこっちの新規の申請側は午前中の説明でもって午前中も補足で説明させていただいた溢水
1:13:04	対象になるような区画ではないというようなこともあるので、第4回の審査基本設計方針の審査が終わらないと、こちら、
1:13:14	何かバックに戻ってくるっていう
1:13:18	読まなことがないといったものを示させていただいて表現がわかりやすいように努めていきたいと思うんですが、ちょっと規制庁カワラサキです。よろしくお願いします。今言っていたように、把たとえ手続きとして、こちらのその遠心機の方が先行したとしても、第4回から
1:13:38	先行したとしてもそれは結局、何ら影響ないですよといったところがわかるように工夫していただければ対象かと思しますのでよろしくお願いいたします。
1:13:48	以上ですというところで、
1:13:52	て、新聞の木の方は、中身については、先ほど申し上げた通り、適宜、
1:13:59	同時並行的に対応いただければと思います。以上です。
1:14:04	私からのネット強度ヒアリングで確認したかった事項については終わりました。
1:14:13	ご質問開始し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:17	はい。のお話ですけれども、他規制庁側から質問ありますでしょうか。
1:14:27	はい。なければ、今後のスケジュールの関係については思いますけれども、議長権限においては今後のスケジュールをちょっとお示しいただきたいんですけれども今日いくつか結構指摘があって、
1:14:42	再々補正とかをこれから出していただくんですけれどもその前に1回こういう補正をするというようなイメージを出してあったほうがいいかとは思ってますけれども、その辺原燃の方はどういかがでしょうか。
1:15:04	ちょっといきなり補正を出すというよりも、そういったものを出してもらって、まずこちらで確認したほうがいいんじゃないかという、
1:15:10	けども、日本原燃の坂本でございます。
1:15:14	本日いただいた宿題とあと加工のも減っていただけ24日までに、補足説明資料という形でこういう形にしたいというふうにするか考えであるという方針を
1:15:32	24日目標に、
1:15:34	できる限りを提出したいということで考えております。規制庁カワラサキです。ちょっと今の点の示し方なんですけど、補足説明資料で今まで確認はしてきたところではあるんですけども、ただ一方でこのダメになってからと、もう多分具体的な
1:15:52	記載箇所の話になってくるんだと思っています。もちろん補足説明資料で示せるところもあるんですけど、結局その補正もし、変更の方針としての内容説明は、
1:16:06	別途あっていいのかなと思っているので、ちょっとその示し方については工夫していただきたいと思います。例えばその、
1:16:15	同じような変更がいろいろあるんだとしたら、例えば例示として、こういった内容については、こういう補器の方針を考えているとか、関連する部分についても同じですとかといった説明を
1:16:30	ある程度、
1:16:32	まず整理していただければ、
1:16:37	資料が補足説明資料と位置付け、必ずしもなくていいのかなと思っているので、ちょっと工夫、検討していただけませんでしょうか。その上で補足説明資料が24日とおっしゃってるますが、今言ったような
1:16:52	どういった方針なのかっていったところぐらいでしたら、多分早々に作業をいただけるのかなと思っているので、ちょっとそのスケジュール感も含めて御検討いただければと思います。
1:17:07	余計ねサカモトでございます。了解いたしました。ちょっと補足説明資料ではない。ちょっと別な形で、何らか示し早々に示し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:17	出るような方法を検討いたします。以上です。
1:17:26	個別年版を毎回あのまま補正のイメージみたいなものを出していただくというのが
1:17:36	土木、
1:17:37	9とか補正のイメージというよりかは、補正に向けてどういった変更内容を行うのかという内容の説明かと思います。すみません、補足以上です。
1:17:54	場所的にはパイプ個性っていうのは、6月中というふうに考えているということでしょうか。
1:18:06	はい。
1:18:10	日本原電やりやすいです。本日のコメントを受けまして修正撤回して旅行あの事件の設工認の感知展開する際にちょっとさ、さっきしまして、スケジュールのほうはちょっと見た上で、改めて御説明させていただきます。以上です。
1:18:33	はい、了解しました。
1:18:37	それで24日にもう補足説明資料のほうは出したいということですがけれども、その後の避難のこれを見て、
1:18:50	面談を日モデル化しないかっていうのは検討っていうことですね、ちょっとカワラサキ聞きますけれども、規制庁カワラサキですよ私は考えていたのは、今言ったような方修正方針の説明資料というのを見れば、
1:19:05	基本的にはもうそこで問題が解決されているのかなと思ってまして、もしその資料見てもまだわからないと、補正の形がどうなるのかちょっと不明確な部分があるということでしたら必要に応じてヒアリングで確認させていただきたいと思っていましたところ。以上です。
1:19:24	はい。
1:19:29	わかりました。
1:19:32	今後のスケジュールに関して原燃の方からありますでしょうか。
1:19:40	日本原燃やりやすいし、特にございません。
1:19:43	以上です。
1:19:47	1、
1:19:48	それで本日のやはり
1:19:53	バッチ
1:19:58	ほか、
1:20:00	はい。なければ小委思いますを使って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。